

令和7年度 第2回

市有財産売払い 入札実施案内書



【所在】長浜市木之本町大音字八ノ坪 175 番 1

【土地面積】1,214.62 m²

【最低売却価格】2,640,000 円

※建物付き



【所在】長浜市高月町井口字億称寺 19 番 2 他

【土地面積】2,214.35 m²

【最低売却価格】4,922,000 円

※建物付き



【所在】長浜市木之本町木之本字ハツ塚 619 番 2

【土地面積】213.17 m²

【最低売却価格】2,345,000 円



【所在】長浜市木之本町木之本字ハツ塚 618 番 他

【土地面積】649.93 m²

【最低売却価格】5,577,000 円

入札に参加を希望される方は、この案内書及び関係書類をよくお読みになり、内容を十分にご理解いただいたうえで入札にご参加ください。

長浜市 総務部 財政課 財産活用政策室

目 次

	ページ
◆はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1 市有財産売払い（一般競争入札）の概要・・・・・・・・	4
2 入札参加の申込み・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3 入札・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
4 契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
5 売買代金の支払い・・・・・・・・・・・・・・・・	14
6 所有権の移転登記・・・・・・・・・・・・・・・・	15
7 個人情報の使用・・・・・・・・・・・・・・・・	15
8 その他の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	15
◆令和7年度第2回市有財産売払入札要綱・・・・・・・・	17
◆市有財産売買契約書（案）・・・・・・・・・・・・・・・・	24
◆物件調書	
物件番号1・・・・・・・・・・・・・・・・	28
物件番号2・・・・・・・・・・・・・・・・	44
物件番号3・・・・・・・・・・・・・・・・	63
物件番号4・・・・・・・・・・・・・・・・	71

<様式>

様式第1号	令和7年度第2回一般競争入札参加申込書兼参加証
様式第2号	誓約書
様式第3号	役員一覧
様式第4号	土地利用計画書
様式第5号	入札書
様式第6号	委任状
様式第7号	質問書

※様式は、長浜市ホームページからダウンロード
できます。



はじめに

長浜市（以下「市」という。ただし、所在地等を表す場合を除く。）では、未利用財産の売却を推進するため、以下の市有財産の売払いに係る一般競争入札を実施します。

この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。入札への参加を希望される方は、この「案内書」をよくお読みになったうえでお申し込みください。

一般競争入札では、複数の申込者が価格を競い合い、市があらかじめ定めた予定価格（最低売却価格）以上で最も高い価格をつけた方に購入していただくことになります。

【令和7年度第2回 売払い物件】

物件 番号	物件所在地	地目	面積 (㎡)	建物の概要	予定価格(円) (最低売却価格)
1	長浜市木之本町 大音字八ノ坪 175 番 1 ※建物付き	宅地	1,214.62	種 類：事務所 建築年：昭和 62 年 構 造：鉄筋コンクリ ート造陸屋根平家建 延床面積：479.58 ㎡	2,640,000 (内訳) 土地 2,640,000 建物 0
2	長浜市高月町 井口字億称寺 19 番 2、20 番 1 ※建物付き	宅地	2,214.35	【北側建物】 種 類：集会所 建築年：昭和 51 年 構 造：鉄骨造鋼板 葺平家建 延床面積：147 ㎡ 【南側建物】 種 類：園舎 建築年：昭和 50 年 構 造：鉄骨造鋼板 葺平家建 延床面積：602.25 ㎡	4,922,000 (内訳) 土地 4,570,000 建物 352,000 (税込)
3	長浜市木之本町 木之本字八ツ塚 619 番 2	雑種地	213.17	—	2,345,000

4	長浜市木之本町 木之本字八ツ塚 618 番、618 番 1	雑種地	649.93	—	5,577,000
---	-------------------------------------	-----	--------	---	-----------

(注1) 現状有姿のまま売却します。(建物内の備品を含む。)

(注2) 各物件の詳細については、別紙の「物件調書」をご覧ください。

【問い合わせ先】

〒526-8501

長浜市八幡東町632番地

長浜市 総務部 財政課 財産活用政策室

電 話 0749-65-1717 (直通)

1 市有財産売払い（一般競争入札）の概要

1. 入札参加の申込み

受付期間 令和7年11月28日（金）から令和8年1月15日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日、年末年始を除く）

別添の一般競争入札参加申込書兼参加証等を用いて、入札への参加を申込みください。一般競争入札参加申込書兼参加証等は直接、長浜市財政課財産活用政策室へ持参してください。郵送、電話、ファックス、電子メールでの申込みはできません。



2. 入札（会場：長浜市役所本庁舎3階 3-C）

令和8年1月28日（水）

入札保証金として、入札金額の5/100に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）以上の額を保証小切手で納付してください。なお、郵送による入札は行いません。



3. 市有財産売買契約の締結

本件の落札決定の日の翌日から起算して7日以内に、市有財産売買契約を締結していただきます。契約締結時に契約保証金として、売買価格の10/100に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）以上の額を納付していただきます。

なお、入札保証金は契約保証金の一部に充当することができます。市有財産売買契約書のうち、市保管用の1部に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。



4. 売買代金の支払い

契約締結後、市が発行する納入通知書により契約締結日から30日以内に全額をお支払いしていただきます。なお、契約保証金は売買代金の一部に充当することができます。



5. 所有権移転

所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。

登記の手続きは、市が行います。

登録免許税等、所有権の移転に要する一切の費用は、落札者の負担となります。

2 入札参加の申込み

1 入札実施案内書（申込用紙）の配布

【配布期間】

令和7年11月28日（金）から令和8年1月15日（木）まで

午前9時00分から午後4時45分まで

ただし土曜日、日曜日及び祝日、年末年始を除きます。

【配布場所】

長浜市役所本庁 財政課財産活用政策室	長浜市八幡東町632番地
長浜市役所北部合同庁舎 北部管理課	長浜市木之本町木之本1757番地2

本書は、市のホームページ（1ページ目QRコード）からも、ダウンロードできます。

2 申込資格

- (1) 入札には、個人、法人を問わず、下記に記載する「申込みができない方」に該当する方を除き、どなたでも申込みしていただけます。
- (2) 申込みをされた方が、入札参加者（落札された場合はその物件の購入者）となります。
- (3) 2名以上の共有名義で参加することもできます。
- (4) 申込資格の確認のため、申込者の情報を警察当局に照会します。照会の結果、申込者が暴力団等に該当すると判明した場合には申込資格を取り消します。

（申込みができない方）

次の①から⑤のいずれかに該当する方は、申込みできません。共有者のうち1名でも該当する方がある場合も同様です。

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者
 - (ア) 市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が市と契約を締結すること又は市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により、市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく市との契約を履行しなかった者
 - (カ) 前記（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者を、契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）（以下これらを「暴力団等」という。）又は次のいずれかに該当する者（法人による参加の場合、当該法人の役員が次のいずれかに該当する場合を含む。）

- (ア) 暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
- (イ) 入札に付する市有財産を暴力団の事務所又はその敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者
- (ウ) 法人の役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - (注) 役員等とは、「法人の役員及びその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
- (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的で暴力団等を利用している者
- (オ) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (カ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (キ) 暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (ク) 暴力団等又は前記（ア）から（キ）までのいずれかに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ④ 前記②又は③に該当する者の依頼を受けて、入札に参加しようとする者
- ⑤ 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する市の職員

【参考】暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3) 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- (4) 指定暴力団連合 第4条（指定暴力団の連合体として指定）の規定により指定された暴力団をいう。
- (5) 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7) 暴力的要求行為 第9条（暴力的要求行為の禁止）の規定に違反する行為をいう。
- (8) 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第9条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

3 申込方法

一般競争入札参加申込書兼参加証、誓約書、役員一覧（法人の場合のみ）及び土地利用計画書に必要事項をもれなく記入し押印のうえ、申込受付期間内に申込受付場所に持参し提出してください。郵送、電話、FAX、電子メールでの申込みはできません。

また、同一物件について、同一人（共有者を含む）が重複して申込みことはできません。

なお、入札参加申込後、入札参加を辞退する場合は、入札当日までに書面で「入札参加辞退届（様式は問いません）」を提出してください。

【申込受付期間】

令和7年11月28日（金）から令和8年1月15日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日、年末年始を除きます。）

受付時間 午前9時00分から午後4時45分まで

【申込受付場所】

長浜市八幡東町632番地

長浜市 総務部 財政課 財産活用政策室（長浜市役所 本庁舎4階）

申込受付完了後、令和7年度第2回一般競争入札参加申込書兼参加証に市の受付印を押印し、申込者にお返ししますので、入札当日必ず持参してください。

4 資料の閲覧（物件番号1、2のみ）

建築物の図面等を閲覧することができます。

なお、図面と現況が異なる場合があります。

（1）実施方法

閲覧期間：令和7年11月28日（金）から令和8年1月15日（木）まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日、年末年始を除きます。

閲覧方法：閲覧を希望する場合はその3日前（土・日・祝日、年末年始を除く）までに長浜市総務部財政課財産活用政策室（0749-65-1717）へ電話で連絡し、日程を調整してください。

閲覧場所：長浜市役所 本庁舎4階 総務部財政課財産活用政策室

（2）注意事項

ア 資料は売買物件の購入を検討するための参考資料であり、現状と相違している場合は、現状を優先します。

イ 資料の貸与はできません。

5 現地見学（物件番号 1、2 のみ）

（1）実施方法

- ・日時

【物件番号 1】令和 7 年 12 月 19 日（金）

【物件番号 2】令和 7 年 12 月 22 日（月）

- ・参加方法

見学を希望する場合は、下記の期限までに長浜市総務部財政課財産活用政策室へ電話連絡し、日程を調整してください。（参加希望人数に応じ見学時間・参加可能人数を決定し、見学日までにご連絡します。）

【物件番号 1 及び 2】令和 7 年 12 月 16 日（火）まで

（2）注意事項

現地見学に参加されなくても応募できますが、この応募に関するすべての事項を了承されて参加されているものとみなします。

6 質疑応答

（1）質問方法

受付期間：令和 7 年 11 月 28 日（金）から令和 7 年 12 月 23 日（火）まで

提出方法：質問書（様式第 7 号）を電子メールにより提出してください。

電子メール送信後に提出先へ電話で受信確認をしてください。

※電子メール以外の方法（口頭、電話、持参、郵送、FAX 等）での提出や指定様式以外での質問は受けません。

※受付期間以外の質問には、原則として回答しません。

提出先：長浜市 総務部 財政課 財産活用政策室

E-mail zaikatsu@city.nagahama.lg.jp

（2）質問書への回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページに掲載します。掲載時期は、令和 7 年 12 月 26 日（金）を予定しています。

3 入札

1 入札

入札日時は下記のとおりです。郵送による入札は行いません。

【入札日時】

物件番号 1	令和 8 年 1 月 2 8 日（水）午前 1 0 時 0 0 分から
物件番号 2	令和 8 年 1 月 2 8 日（水）午前 1 1 時 0 0 分から
物件番号 3	令和 8 年 1 月 2 8 日（水）午後 1 時 0 0 分から
物件番号 4	令和 8 年 1 月 2 8 日（水）午後 2 時 0 0 分から

【入札場所】

長浜市八幡東町 6 3 2 番地

長浜市役所 本庁舎 3 階 3-C 会議室

（受付場所：本庁舎 4 階 財政課 財産活用政策室）

（1）受付

- ① 入札当日の受付は、各物件の入札開始時刻の 1 時間前から行います。
- ② 入札開始時刻までに受付と入札保証金の納付をお済ませください。
- ③ 入札開始時刻に遅れますと、入札に参加できませんので、早めにお越しください。
- ④ 入札会場の都合により、入室できる方は 1 申込者あたり 2 人までとさせていただきますのでご了承ください。
- ⑤ 申込者は他の申込者の代理人になることはできません。また、1 人で 2 人以上の代理人を兼ねることはできません。

（2）当日持参していただくもの

- ① 令和 7 年度第 2 回一般競争入札参加申込書兼参加証（市の受付印を押印したもの）
- ② 入札書
- ③ 入札保証金（P. 10「入札保証金の納付」の項を参照してください。）
- ④ 委任状（代理の方が入札に参加される場合）
※入札申込者本人の印鑑（登録）証明書（発行から 3 か月以内のもの）とともに持参してください。
- ⑤ 印鑑
（ア）個人の場合は、認印でも可。
（イ）法人の場合は、法人印及び法人の代表者印をそれぞれ押印するか、法人名の入った代表者印を押印する必要がありますので、それらを持参願います。
（ウ）代理人の方が入札される場合は、委任状に押印した代理人使用印と同じものをお持ちください。（個人・法人とも）
- ⑥ 筆記用具（黒又は青の万年筆又はボールペン）
- ⑦ 本書（市有財産売払いの入札実施案内書（令和 7 年度第 2 回）

2 入札保証金の納付

- (1) 入札に参加される方には、入札当日の受付時に入札保証金を納付していただきます。
- (2) 入札保証金は、入札金額の5/100に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）以上の額を納付してください。

(入札保証金の計算例)

(入札金額)

10,005,000円 $\times 5 / 100 = 500,250$ 円 $\Rightarrow$ **501,000円以上**

(入札保証金)

1,000円未満切り上げ

- (3) 入札保証金は、**保証小切手**（下記見本を参照してください。）で納付してください。
- (4) 入札保証金は、落札者以外の方には、入札終了後、速やかにお返しします。落札者が納付した入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができます。なお、入札保証金には利子を付しません。
- (5) 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき（落札後、令和7年度第2回市有財産売払入札要綱第3条に該当する者であることが判明し、入札が無効となったときを含む。）は、入札保証金は違約金としていただき、お返ししません。

(保証小切手の見本)

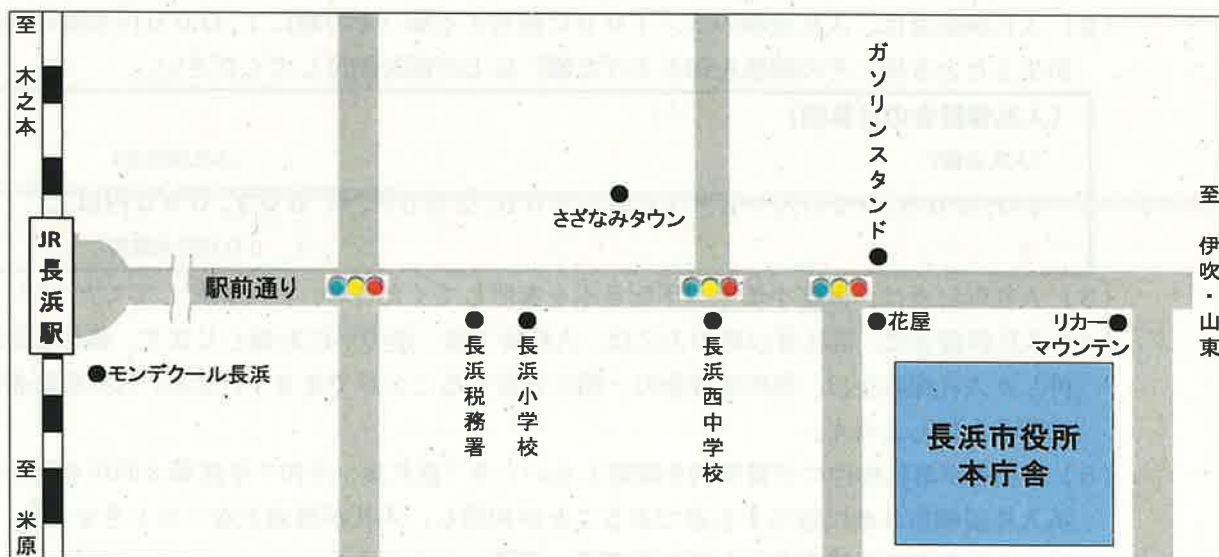
入札保証金は、保証小切手で納付されるようお願いします。

この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、振出人、支払人とも同一金融機関です。一般には、金融機関に現金を持参することにより、作成することができます。この場合、金融機関所定の手数料が必要になります。

保証小切手を作成される場合は、この用紙を金融機関の窓口にお示しになり、次のとおり小切手を振出してもらうようにしてください。

小 切 手		銀行 渡り
支払地	〇〇〇 市	〇〇〇〇〇 0000-000
¥ 501,000 ※		
上記の金額をこの小切手と引換に		持参人 にお支払いください。
振出地	〇〇〇 市	持参人としてください
振出日	令和7年 月 日	
振出日から7日以内のもの		振出人 〇〇市 △△町 □□ 〇〇銀行 〇〇支店長

(入札会場案内図)



●徒歩 JR長浜駅から駅前通りを東に徒歩約15分

●バス JR長浜駅から近江長岡線、市内循環線で「市役所前」下車すぐ

3 入札に当たっての注意事項

(1) 入札書は、必ず所定の様式(様式第5号)を使用してください。当日、入札会場で受け取ることも可能です。

(2) 入札書は、入札金額、入札保証金額、物件所在地、入札者の住所・氏名(代理人の方が入札される場合は、代理人の住所・氏名)を記入のうえ、本人(申込者)が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑(委任状に押印した「代理人使用印」に限る。)を必ず押印してください。

なお、法人の場合は、法人印及び法人の代表者印をそれぞれ押印するか、法人名の入った代表者印を押印する必要がありますので、それらを持参願います。

代理人が入札される場合は、委任者の氏名を入札者の下に記入してください。

(3) 入札書への金額記入には、アラビア数字(0, 1, 2, 3...)を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

(4) 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(5) 入札者が1人の場合であっても入札を執行します。

(6) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格がない者の入札又は委任状を提出していない代理人の入札
- ② 指定の時刻までに提出しなかった入札
- ③ 所定の入札書によらない入札
- ④ 入札保証金を納付していない入札
- ⑤ 入札額が入札保証金の20倍を超える入札
- ⑥ 入札者又はその代理人の記名押印がない入札

- ⑦ 委任状に押印した代理人の使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
- ⑧ 入札金額、入札者又はその代理人の氏名、その他主要部分が識別し難い入札
- ⑨ 入札金額を訂正した入札
- ⑩ 事前に公表した予定価格（最低売却価格）を下回る価格の入札
- ⑪ 入札者又は代理人が1人で2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
- ⑫ 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
- ⑬ 入札関係職員の指示に従わない者又は入札会場の秩序を乱した者の入札
- ⑭ 令和7年度第2回市有財産売却入札要綱に違反した入札

4 開札・落札者の決定

- (1) 開札は、入札後直ちに入札者の立会いのもとで行います。
- (2) 落札者は、次の方法により決定します。
 - ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、市が定める予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
 - ② ①に該当する者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできません。
- (3) 売却決定額は、入札書の「入札金額」欄に記載された金額をもって行います。
- (4) 開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を入札者にお知らせします。

5 再度の入札

今回の入札は、予定価格（最低売却価格）を事前に公表していますので、開札の結果、落札者がいない場合でも再度の入札は行いません。

6 入札結果の公開

入札結果について、参加者全員の入札額（落札額を含む）及び落札者名を公開することがあります。また、落札者が法人の場合には、落札者の住所及び連絡先（電話番号、担当部署等）を公開することがあります。

7 入札の中止

入札者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがあります。

4 契約の締結

1 契約の締結

- (1) 市と落札者との売買契約は、当該物件の落札決定の日の翌日から起算して7日以内に市有財産売買契約書により締結しなければなりません。
- (2) 売買契約は、必ず「落札者」名義で締結してください。
共有名義で参加した場合は、「共有者全員」の名義で締結してください。
共有名義の場合は、契約締結までに持分を決定しておいてください。
- (3) 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。また、入札保証金は違約金としていただき、お返ししません。
- (4) 市有財産売買契約書(市保管用1部)に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。
- (5) 契約を締結する際には、
 - ① 実印
 - ② 印鑑(登録)証明書(発行から3か月以内のもの)
 - ③ 住民票又は外国人登録済証明書(個人の場合)、法人登記事項証明書及び資格証明書(法人の場合)が必要になります。この手数料についても落札者の負担となります。
- (6) 入札者が、その落札した物件を下記の契約上の条件に反する用途に使用するおそれがあるときには、契約を締結しない場合があります。また、この場合、入札保証金は違約金としていただき、お返ししません。

2 契約上の条件

売買契約には次の条件を付します。

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

- ① 落札者は、売買物件及び売買物件上に建設した建物(以下「売買物件等」という。)を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他反社会団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。
- ② 落札者は、売買物件等を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の定め
に反する使用をさせてはならない。

(2) 風俗営業等の禁止

- ① 落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業の用に使用してはならない。
- ② 落札者は、売買物件等を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の定め
に反する使用をさせてはならない。

(3) 賃貸等の制限

- ① 落札者は、売買物件の売買契約締結の日から起算して5年間(以下「指定期間」という。)は、売買物件を第三者に賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定してはならない。ただし、指定期間内にやむを得ない事由により市の書面による承認を得たときはこの限りでない。

- ② 落札者は、売買物件を市の承認に基づいて第三者に賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定する場合は、上記（１）及び（２）に定める条件を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

（４）所有権移転の制限

- ① 落札者は、指定期間内に売買物件を第三者に所有権移転をしてはならない。ただし、指定期間内にやむを得ない事由により市の書面による承認を得たときはこの限りでない。
- ② 落札者は、指定期間内に売買物件を市の承認に基づいて第三者に所有権移転をする場合は、上記（１）及び（２）に定める条件を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

（５）実地調査

上記（１）から（４）について、市が必要と認めるときは実地調査を行うものとし、それに対し落札者は協力しなければならない。

（６）違約金

上記（１）から（４）の条件に違反した場合は、売買代金の３割に相当する金額を、（５）の義務に違反した場合は、売買代金の１割に相当する金額を違約金として市に支払わなくてはならない。

５ 売買代金の支払い

- （１）落札者は、市有財産売買契約の締結と同時に契約保証金（売買金額の１０／１００に相当する額（その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）以上の額）を納付してください。なお、入札保証金は契約保証金に充当することができます。また、入札保証金には利子を付けません。
- （２）落札者は、契約締結後、市が発行する納入通知書により契約締結日から３０日以内に売買代金を全額納付しなければなりません。なお、契約保証金は売買代金に充当することができます。また、契約保証金には利子を付けません。
- （３）契約締結後、売買代金の支払が契約締結日から３０日以内に行われなかった場合には、売買契約を解除のうえ、契約保証金は違約金としていただき、お返ししません。

6 所有権の移転登記

- (1) 売買物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。
- (2) 所有権移転登記の手続きは、市が行います。
- (3) 共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。共有持分については、契約締結までにご連絡ください。
- (4) 所有権移転登記に必要な登録免許税は落札者の負担となります。
※建物の所有権移転の際、建物の予定価格と建物の税法上の評価額は異なりますので、登録免許税がかかります。
- (5) 上記(4)について、登録免許税が非課税となる場合があります。この場合は落札者から申し出てください。また落札者にて非課税証明書を準備してください。
- (6) 落札者は、売買物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

7 個人情報の使用

入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、入札事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

8 その他の注意事項

- (1) 入札に参加される場合は、物件調書に記載の条件等の内容を十分に確認してください。不明な点は、長浜市総務部財政課財産活用政策室(電話:0749-65-1717)までお尋ねください。
- (2) 物件の引き渡しは現状のままで行いますので、必ず事前に現地を確認してください。**物件番号1及び2は現地見学を実施します。**
- (3) 建物を建築するにあたっては、都市計画法、建築基準法及び県、市の条例等により指導等がなされる場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、必ず関係機関にあらかじめ確認してください。
- (4) 落札者は、売買契約締結後、売買物件が契約の内容に適合しないことを発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。
ただし、落札者が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する「消費者」である場合は、売買契約締結の日から2年間は、市は協議に応じます。なお、市の責任の範囲は、売買代金の額を限度とします。

【参考】消費者契約法(平成12年法律第61号)抜粋

第2条 この法律において「消費者」とは、個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)をいう。

- (5) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、市の責めに帰すことので

きない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は落札者の負担とします。

- (6) 売買物件及び隣接地の擁壁等について、地上及び地中において境界を越えている場合があります。これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、市は対応しません。
- (7) 落札者が、売買契約書に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (8) 売買物件の利用にあたっては、法令等の規制を遵守しなければなりません。
- (9) 立木の伐採、フェンス、囲障・擁壁などの撤去は市では一切行いません。
- (10) 売買物件の利用にあたっては、周辺地域の環境保全に十分配慮するとともに、事前に地元自治会及び周辺住民と協議・調整を図り、地域住民の理解を得るよう努めなければなりません。
- (11) 申込状況等の問い合わせについては、一切お答えできません。
- (12) 売買契約締結の相手方の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）、氏名（法人の場合は法人名）、物件の所在地、地目、地積及び契約金額について公表することがあります。

令和7年度第2回 市有財産売却入札要綱

(入札に付する売買物件)

第1条 市有財産売却に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に付する市有財産は、次のとおりとする。

物件 番号	物件所在地	地目	面積 (㎡)	建物の概要	予定価格(円) (最低売却価格)
1	長浜市木之本町大音 字八ノ坪 175 番 1 ※建物付き	宅地	1,214.62	種 類：事務所 建築年：昭和 62 年 構 造：鉄筋コンクリ ート造陸屋根平家建 延床面積：479.58 ㎡	2,640,000 (内訳) 土地 2,640,000 建物 0
2	長浜市高月町井口 字億称寺 19 番 2、20 番 1 ※建物付き	宅地	2,214.35	【北側建物】 種 類：集会所 建築年：昭和 51 年 構 造：鉄骨造鋼板葺 平家建 延床面積：147 ㎡ 【南側建物】 種 類：園舎 建築年：昭和 50 年 構 造：鉄骨造鋼板葺 平家建 延床面積：602.25 ㎡	4,922,000 (内訳) 土地 4,570,000 建物 352,000 (税込)
3	長浜市木之本町木之本 字八ツ塚 619 番 2	雑種地	213.17	—	2,345,000
4	長浜市木之本町木之本 字八ツ塚 618 番、618 番 1	雑種地	649.93	—	5,577,000

(入札条件)

第2条 入札にあたり次の条件を付する。

- (1) 落札者は、売買物件及び売買物件上に建設した建物（以下「売買物件等」という。）を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。
- (2) 落札者は、売買物件等を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業の用に使用してはならない。
- (3) 落札者は、売買物件の売買契約締結の日から起算して5年間（以下「指定期間」という。）、売買物件を第三者に賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定してはならない。ただし、指定期間内にやむを得ない事由により長浜市（以下「市」という。）の書面による承認を得たときはこの限りでない。
- (4) 落札者は、売買物件を第三者に賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定する場合は、本要綱に規定する落札者の義務を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。
- (5) 落札者は、指定期間内に売買物件を第三者に所有権移転をしてはならない。ただし、指定期間内にやむを得ない事由により市の書面による承認を得たときはこの限りでない。
- (6) 落札者は、指定期間内に売買物件を第三者に所有権移転をする場合は、本要綱に規定する落札者の義務を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。
- (7) 市は、本要綱に規定する落札者の義務の履行状況について必要があると認めるときは、随時実地に調査し、又は所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、落札者は、市の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を正当な理由なくして怠ってはならない。
- (8) 落札者は、第1号から第6号に規定する条件のいずれかに違反した場合には違約金として市に対し売買代金の100分の30に相当する額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げた額）を支払わなければならない。
- (9) 落札者は、第7号の義務に違反した場合には、違約金として市に対し売買代金の100分の10に相当する額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げた額）を支払わなければならない。

(入札に参加できない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。また、落札後において入札参加者の資格を有していないことが判明した場合には、その者がした入札は無効とする。共有者のうち1人でも該当する者がある場合も同様とする。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者
 - ア 市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が市と契約を締結すること又は市との契約者が契約を履行することを妨げた者
エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により、市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく市との契約を履行しなかった者

カ 前記アからオまでのいずれかに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）（以下これらを「暴力団等」という。）又は次のいずれかに該当する者（法人の役員が次のいずれかに該当する場合を含む。）

ア 暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者

イ 入札に付する市有財産を暴力団の事務所又はその敷地その他これらに類する目的で利用しようとする者

ウ 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的で暴力団等を利用している者

オ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用している者

ク 暴力団等又は前記アからキまでのいずれかに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(4) 前記(2)又は(3)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(5) 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する市の職員
(入札参加申込み)

第4条 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、令和7年度第1回一般競争入札参加申込書兼参加証（様式第1号）、誓約書（様式第2号）、役員一覧（様式第3号）及び土地利用計画書（様式第4号）を別に市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 郵送、電話、FAX及び電子メールによる入札参加申込みは認めない。

3 同一売買物件について、同一人（共有者を含む）が重複して申込みすることはできない。

(留意事項)

第5条 入札参加者は、本要綱、物件調書及び市有財産売買契約書の各条項並びに売買物件の法令上の規制を全て承知したうえで入札するものとする。

2 入札手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

(入札執行の日時及び場所)

第6条 入札は、次に掲げる日時及び場所において行う。

・入札日時

物件番号1：令和8年1月28日（水）午前 10時00分から

物件番号2：令和8年1月28日（水）午前 11時00分から

物件番号3：令和8年1月28日（水）午後 1時00分から

物件番号4：令和8年1月28日（水）午後 2時00分から

・入札会場

長浜市役所本庁舎 3階 3-C 会議室

（入札保証金）

第7条 入札参加者は、入札当日の受付時に、入札保証金として入札金額の100分の5に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）以上の額を納付しなければならない。

2 入札保証金には、利子を付けない。

（入札の方法）

第8条 入札は、入札書（様式第5号）により行う。

2 入札参加者が代理人により入札するときは、代理人は、入札前に委任状（様式第6号）を提出しなければならない。

3 郵送による入札は認めない。

4 入札参加者が1人の場合であっても入札を執行する。

（入札書の記入方法）

第9条 入札書には、入札金額、入札参加者（代理人により入札する場合にあっては、代理人）の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の職名及び氏名）その他所定の事項を記入のうえ、入札参加者本人が入札する場合は本人の印を、代理人により入札する場合は代理人の印を押さなければならない。

2 入札金額はアラビア数字を用いて表示し、かつ、最初の数字の前に¥の記号を付さなければならない。

（入札の変更等）

第10条 入札参加者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、市は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

（入札書の書換え禁止等）

第11条 入札に参加した者（以下「入札者」という。）は、いかなる理由があっても、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の無効）

第12条 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者の入札又は委任状を提出していない代理人の入札
- (2) 指定の時刻までに提出しなかった入札
- (3) 所定の入札書によらない入札
- (4) 入札保証金を納付していない入札
- (5) 入札額が入札保証金の20倍を超える入札
- (6) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (7) 委任状に押印した代理人の使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
- (8) 入札金額、入札者又はその代理人の氏名、その他主要部分が識別し難い入札
- (9) 入札金額を訂正した入札

- (10) 事前に公表した予定価格（最低売却価格）を下回る価格の入札
- (11) 入札者又は代理人が1人で2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
- (12) 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
- (13) 入札関係職員の指示に従わない者又は入札会場の秩序を乱した者の入札
- (14) 本要綱に違反した入札

（開札）

第13条 入札の開札は、第6条に規定する場所において、入札の終了後直ちに入札者を立ち会わせて行う。

（落札者の決定方法）

第14条 落札者の決定は、次に掲げる方法による。

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、市が定める予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできないものとする。

（入札結果の公表）

第15条 開札の結果、落札者を決定したときは、その者の氏名（法人の場合は名称）及び落札価格を入札者に知らせるものとする。

- 2 市は、入札結果について、入札者全員の入札額（落札額を含む。）及び落札者の氏名（法人の場合は名称）を公表できるものとする。

（入札回数）

第16条 予定価格（最低売却価格）を事前に公表しているため、入札回数は1回とする。

（入札保証金の還付）

第17条 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提出された小切手を含む。以下同じ。）は、落札者を除き、入札終了後速やかに還付する。

（入札保証金の帰属）

第18条 落札者が契約を締結しないとき（落札後、第3条に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、入札保証金は違約金として市に帰属するものとする。

（危険負担）

第19条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、市の責めに帰することのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、落札者が負担するものとする。

- 2 落札者は、売買物件の引渡し後において売買物件に関して土壌汚染その他の汚染があることが判明した場合においても、市に対して当該汚染の浄化費用その他落札者が受けた損害の賠償請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（相隣関係等）

第20条 売買物件及び隣接地の擁壁等について、地上及び地中において境界を超えている場合があります。これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等

について、市は対応しない。

(契約不適合)

第 21 条 落札者は、売買契約締結後、売買物件が契約の内容に適合しないことを発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、落札者が消費者契約法（平成 12 年法律第 6 1 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者である場合は、売買契約締結の日から 2 年間は、市は協議に応じるものとする。なお、市の責任の範囲は、売買代金の額を限度とする。

(契約の締結)

第 22 条 市と落札者は、売買物件の落札決定の日の翌日から起算して 7 日以内に市有財産売買契約を締結するものとする。

- 2 市は、落札者がその落札した物件（以下「落札物件」という。）を公序良俗に反する用途又は風俗営業等の用途に使用するおそれがあるときは、契約を締結しないことができる。この場合、入札保証金は市に帰属するものとする。

(契約保証金等)

第 23 条 落札者は、次のとおり契約保証金等を納付するものとする。

- (1) 落札者は売買契約締結と同時に、売買代金の 100 分の 10 に相当する額（その額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げた額）以上の額を契約保証金として納付するものとする。この場合において、入札保証金は契約保証金の一部に充当することができる。
- (2) 落札者は、売買契約締結後、市が発行する納入通知書により契約締結日から 30 日以内に売買代金を全額納付するものとする。この場合において、契約保証金は売買代金の一部に充当することができる。

- 2 契約保証金には、利子を付けない。

(契約保証金の帰属)

第 24 条 落札者が契約書に定める義務を履行しないために契約を解除された場合は、契約保証金は違約金として市に帰属するものとする。

(所有権の移転時期)

第 25 条 落札物件の所有権移転は、売買代金の支払いが完了したときに移転する。

- 2 落札物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。

(所有権移転登記前の譲渡の禁止)

第 26 条 落札者は、落札物件の所有権を市から所有権移転登記する前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

(公租公課等)

第 27 条 落札物件の所有権移転登記に要する登録免許税、売買代金完納後の公租公課等は、落札者の負担とする。

- 2 落札物件の所有権移転登記に要する登録免許税が非課税となる場合は、落札者が自ら申し出、かつ、非課税証明書を準備するものとする。

(遵守事項)

第 28 条 入札者は、本要綱に規定するもののほか、入札方法等の指示事項を遵守しなければならない。

(その他)

第29条 この要綱に規定するもののほか必要な事項は、市長が別に定める。(巻末不掲載)

第29条 この要綱に規定するもののほか必要な事項は、市長が別に定める。(巻末不掲載)

(附則の経緯)

第29条 この要綱に規定するもののほか必要な事項は、市長が別に定める。(巻末不掲載)

(附則の経緯)

第29条 この要綱に規定するもののほか必要な事項は、市長が別に定める。(巻末不掲載)

(附則の経緯)

第29条 この要綱に規定するもののほか必要な事項は、市長が別に定める。(巻末不掲載)

(附則の経緯)

第29条 この要綱に規定するもののほか必要な事項は、市長が別に定める。(巻末不掲載)

(附則の経緯)

第29条 この要綱に規定するもののほか必要な事項は、市長が別に定める。(巻末不掲載)

(附則の経緯)

第29条 この要綱に規定するもののほか必要な事項は、市長が別に定める。(巻末不掲載)

(附則の経緯)

第29条 この要綱に規定するもののほか必要な事項は、市長が別に定める。(巻末不掲載)

(附則の経緯)

第29条 この要綱に規定するもののほか必要な事項は、市長が別に定める。(巻末不掲載)

市有財産売買契約書（案）

売渡人 長浜市長 浅見宣義（以下「甲」という。）と買受人 ○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

（土地）

所在地	現況地目	地積（㎡）

（建物）

種 類	構 造	延床面積（㎡）

※物件番号1、2のみ記載

（売買代金）

第3条 売買物件の売買代金は、次のとおりとする。

売買物件総価格 金○○, ○○○, ○○○円

土地価格 金○○, ○○○, ○○○円

建物価格 金○○, ○○○, ○○○円

（うち消費税及び地方消費税の額○○, ○○○円）

※物件番号1、2のみ土地価格と建物価格の内訳を記載

（契約保証金）

第4条 甲及び乙は、この契約を締結するにあたり、乙が甲に契約保証金として金○, ○○○, ○○○円を支払ったことを確認する。

2 前項の契約保証金には、利子を付さない。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、第3条に定める売買代金を、甲が発行する納入通知書により、この契約締結の日から30日以内に、甲に支払わなければならない。

2 前条第1項に規定する契約保証金は、売買代金の一部に充当することができる。

（所有権の移転及びその時期）

第6条 売買物件の所有権は、売買代金が完納されたときに、甲から乙に移転するものとする。

2 売買物件は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、乙に対し現状有姿のまま引き渡しがあったものとする。

（所有権の移転登記）

第7条 所有権の移転登記は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後に、乙の請求に基づき甲が嘱託するものとし、乙はこれに必要な書類等を甲に提出するものとする。

2 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

3 甲は、乙からの当該登記に要する費用の負担を確認した後に、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

(危険負担)

第8条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、甲の責めに帰することのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担するものとする。

2 売買物件の引渡し後において売買物件に関して土壌汚染その他の汚染があることが判明した場合においても、乙は、甲に対して当該汚染の浄化費用その他乙が受けた損害の賠償請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(相隣関係等)

第9条 乙は、自己の責任と費用負担にて境界に係る問題をすべて処理するものとする。

2 前項の問題について、乙は、甲に対して損害賠償その他の請求及び異議、苦情の申し立てはできない。

(契約不適合)

第10条 乙は、この契約締結後、売買物件が本契約の内容に適合しないことを発見しても、甲に対して売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者である場合は、この契約の締結の日から2年間は、甲は協議に応じるものとする。なお、甲の責任の範囲は、売買代金の額を限度とする。

(売買物件の賃貸等の制限)

第11条 乙は、この契約の締結の日から起算して5年間(以下「指定期間」という。)は、売買物件を第三者に賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定してはならない。ただし、指定期間内にやむを得ない事由により甲の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

2 乙は、売買物件を甲の承認に基づいて第三者に賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定する場合は、本契約に定める乙の義務を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

(用途制限)

第12条 乙は、売買物件及び売買物件上に建設した建物を利用するにあたり、次に掲げる用途に供してはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

第2条第1項各号に掲げる風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業の用途

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動をするための用途

(3) 土地の利用にあたり騒音、振動、臭気その他周辺環境との調和、調整に支障を及ぼす用途

(4) 前3号に掲げるもののほか、公序良俗に違反する用又は公共の福祉に反する用途

2 乙は、土地の利用に当たり、日照、通風等に留意するとともに、電波障害、騒音、臭気、廃水による水質汚濁等の防止に関し、乙の責任において必要な措置を講じなければ

ならない。

- 3 乙は、土地利用に当たり官公署等との協議、届出等が必要なときは、乙の責任において行うものとする。

(売買物件の譲渡の制限)

第13条 乙は、指定期間内に売買物件を第三者に所有権移転してはならない。ただし、指定期間内にやむを得ない事由により甲の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

- 2 乙は、指定期間内に売買物件を甲の承認に基づいて第三者に所有権移転を行う場合は、本契約に定める乙の義務を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

(実地調査等)

第14条 甲は、この契約に規定する乙の義務の履行状況について必要があると認めるときは、随時実地に調査し、又は所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は甲の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を正当な理由なくして怠ってはならない。

(違約金)

第15条 乙は、第11条から第13条までの条件に違反した場合には、違約金として甲に対して売買代金の100分の30に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額)を支払わなければならない。

- 2 乙は、前条の義務に違反した場合には、違約金として甲に対して売買代金の100分の10に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額)を支払わなければならない。

- 3 第1項及び前項の違約金は、違約罰であり、第17条第4号及び第19条に規定する損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、直ちに何らの催告を要せずにこの契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

- 3 乙は、本契約に定めるもののほか、原則として自己都合による契約解除はできないものとする。

(返還金)

第17条 甲が、前条の規定に基づきこの契約を解除したときは、次によるものとする。

- (1) 売買代金が支払われていないときは、契約保証金は違約金として甲に帰属するものとする。

- (2) 既に売買代金が支払われたときは、甲は、乙に対し、既納の売買代金に利子を付けないで返還するものとする。ただし、第5条第2項の規定により契約保証金の充当が既になされたときは、その相当額を違約金として既納の売買代金から差し引いたうえ、残額を返還するものとする。

- (3) 前号以外の乙が負担した契約費用及び売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は、返還しないものとする。

- (4) 甲に損害があった場合、甲は乙にその賠償を請求することができるものとする。

(5) 乙に損害があった場合でも、乙は甲にその賠償を請求することができない。

(6) 第1号及び第2号の違約金は、違約罰であり、第4号及び第19条に規定する損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

(原状回復)

第18条 甲が第16条の規定によりこの契約を解除したときは、乙は自己の費用と責任において、売買物件を原状に回復し、甲の指定する期日までに返還しなければならない。

ただし、甲が原状に回復することを必要としないと認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第19条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第20条 甲は、第17条第2号の規定により売買代金を返還する場合において、乙が同条第4号の損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金と当該損害賠償金を相殺することができるものとする。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(公租公課等の負担)

第22条 売買物件の引渡し後に発生した公租公課等は、乙の負担とする。

(法令等の遵守)

第23条 乙は、売買物件を利用するにあたっては、当該売買物件に係る法令等の規制を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第24条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第25条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえこれを決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 長浜市八幡東町632番地
長浜市長 浅見 宣義

乙

物 件 調 査 書

物件番号	1	所在地	滋賀県長浜市木之本町大音字八ノ坪175番1		
最低売却価格		2,640,000円 (内訳)土地 2,640,000円 建物 0円			
面 積	実測面積	1,214.62㎡	地 目	現況地目	宅地
	公簿面積	1,214.62㎡		登記地目	宅地
建物	種類	建築年月	構造等		延床面積
	事務所	昭和62年建築	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建		479.58㎡
接面道路の状況	東側:市道西山大音線 現況幅員 約9.7m 片側歩道 舗装 有 高低差 無				
法令等による制限	都市計画区域	非線引き都市計画区域	特定用途制限地域	田園居住地区	
	建 ぺ い 率	70%	容 積 率	300%	
私道等の負担に関する事項		負担なし			
供給処理施設状況	区分	利用可能な施設	配管等の状況	事業所名	
				電話番号	
	電気	関西電力(株)		関西電力送配電(株) 彦根配電営業所	
				0800-777-8810(コールセンター)	
	ガス	プロパンガス			
	上水道	長浜水道企業団	接面道路配管有 敷地内引込有	長浜水道企業団 北部営業所	
			0749-82-6031		
下水道	公共下水	接面道路配管有 敷地内引込有	長浜市下水道総務課		
			0749-65-1600		
現地までの交通機関	鉄道	JR北陸線 木ノ本駅 物件の東方(道路距離)約1.3km			
	バス	・余呉バス(深坂線) 「賤ヶ岳口」停留所 物件の西方(道路距離)約0.35km ・余呉バス(深坂線・金居原線・柳ヶ瀬線・丹生線・木之本米原線) 「市立湖北病院」停留所 物件の北東方(道路距離)約0.4km			
備考					
1. 本件は、土地、建物を一括で売却します。上記土地、建物(建物内外の備品及び設備を含む)及び付随する工作物は現状有姿での引き渡しとなります。十分現地をご確認ください。なお、上記建物は築後38年が経過しており、経年劣化及び使用による摩耗、損耗がありますので、あらかじめご承知おきください。					
2. 当該建物は、大津地方支務局長浜支局木之本出張所として建築され、その後長浜支局への統合を機に、旧木之本町が平成14年1月に防災倉庫として売買取得したものであり、以降、文書庫・備品等の保管スペースとして使用してきました。					
3. 当該物件は、非線引き都市計画区域に位置しています。開発等(建築を含む。)にあたって、都市計画法、建築基準法及び市条例等により指導がなされる場合があります。買受けの申込みをする方は、あらかじめ長浜市都市計画課開発調整室(0749-65-6903)、建築課建築指導室(0749-65-6543)に確認してください。					
4. 本件土地は、浸水想定区域(0.5未満～2.0m未満)に該当します。 詳しくは長浜市防災危機管理課(0749-65-6555)にお問い合わせください。					
5. 上水道は、13mm口径の引込みがあり、メーターが設置されています。 上水道を使用する場合は、長浜水道企業団へ連絡してください。 なお、使用に係る費用は買受人で負担してください。					
6. 建物からの汚水及び雑排水は、公共下水へ接続しています。 使用される場合は、長浜市下水道総務課へ連絡してください。 なお、工事や使用に係る費用は買受人で負担してください。					
7. 電気・ガス・給排水等の設備は、買受人の負担で整備してください。					
8. 本件の土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等は行っておりません。 所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても市は一切責任を負いません。					

9. 建物について、アスベスト調査は実施していません。
必要に応じて買受人で調査を行い、改築・解体等でアスベスト含有建材を取り扱う場合には関係法令を遵守してください。
10. 建物内のオイルタンク(少量危険物取扱い)は、重油を抜き取りタンク内部を清掃して、消防署に少量危険物取扱い廃止届出書を提出済です。
11. 駐車場の消雪設備については、電線を切断しており、稼働確認はしていません。
12. その他工作物の状況について、関西電力送配電(株)の電柱(本柱2本、支柱1本、支線2本)が物件東側にあります。また、(株)オブテージが、関西電力送配電(株)の電柱を使用して物件敷地上に通信線を通してあります。
13. 建物については、建築当初の配置図を閲覧することができます。なお、図面と現況が異なる場合は、現況を優先します。
14. 土地利用にあたっては、周辺地域の環境に十分配慮するとともに、紛争が生じないよう事前に地元自治会及び周辺住民と協議してください。
15. (1)敷地北東角の境界点は、別添の境界点①写真のとおりです。東側擁壁が市有地(175-4)に越境しています。擁壁を解体後、再建される場合は、境界に合わせて建築してください。
(2)敷地南東角の境界点は、別添の境界点②写真のとおりです。
(3)敷地南西角の境界点は、別添の境界点③写真のとおりです。西側水路は、本件土地の敷地内水路です。上流(北)から水が流入していますので、その旨了解するとともに、定期的に水路の清掃を行ってください。
(4)敷地北西角の境界点は、別添の境界点④写真のとおりです。
16. 上記のとおり、本件の擁壁等について、地上及び地中において境界を越えています。また、他の境界部分についても、地中において境界を越えている場合があります。
これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、市は対応しません。
- ※物件調書の記載内容についての問い合わせ:長浜市北部管理課(0749-82-5900)
※この物件調書は、買受けの申込みをする方の参考資料です。
※申込みに際しては、自らの責任において、現地及び諸規制の調査確認を行ってください。

位置図



現況写真(外部)





現況写真(内部)



フロアー（西側から東側向き）



フロアー（東側から西側向き）



書庫



流し台



和室



シャワー室



トイレ (1)



トイレ (2)



トイレ (3)



機械室



オイルタンク（重油）



ガスボンベ置場

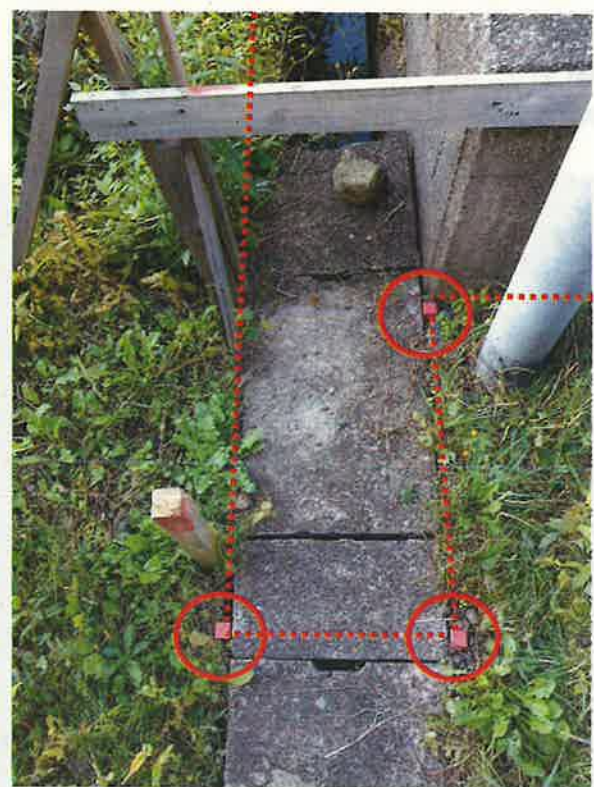
敷地境界点写真



敷地北東角境界点①



敷地南東角境界点②



敷地南西角境界点③



敷地北西角境界点④

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成17年10月11日	不動産番号	1603000603844
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	伊香郡木之本町大字大音字八ノ坪				余白
	長浜市木之本町大字大音字八ノ坪				平成22年1月1日行政区画変更 平成22年3月12日登記
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付【登記の日付】	
175番	田		1196	余白	
175番1	余白		683	①③175番1、175番2に分筆 【昭和50年11月8日】	
余白	余白		643	③175番1、同番3に分筆 【昭和54年2月9日】	
余白	余白		2958	③176番1、同番3、177番1を合筆 【昭和59年8月7日】	
余白	余白		1200	③175番1、175番4ないし7に分筆 【昭和59年8月23日】 分筆の登記の日付を昭和59年8月24日と更正 【平成23年2月8日】	
余白	宅地		1204	68	②③昭和61年5月30日地目変更 【昭和61年7月14日】
余白	余白	余白			平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成17年10月11日
余白	余白		1242	18	③175番5を合筆 【令和7年7月4日】
余白	余白		1214	62	③175番1、175番10に分筆 【令和7年10月30日】

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成14年1月28日 第1335号	原因 平成14年1月15日売買 所有者 伊 香 郡 木 之 本 町 順位5番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成17年10月11日
2	所有権移転	令和7年6月25日 第5371号	原因 平成22年1月1日合併による承継 所有者 滋 賀 県 長 浜 市
3	合併による所有権登記	令和7年6月25日 第5373号	所有者 滋 賀 県 長 浜 市

* 「登記の目的」欄に「相図人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相図人からの申告に基づき、

登記官が職務で、申請があった相図人の住所・氏名等を登記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* F線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D12260 (1 / 1)

1 / 2



COPY

人印

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年11月14日
大津地方方法務局長浜支局

登記官

小西弘樹



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

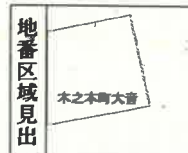
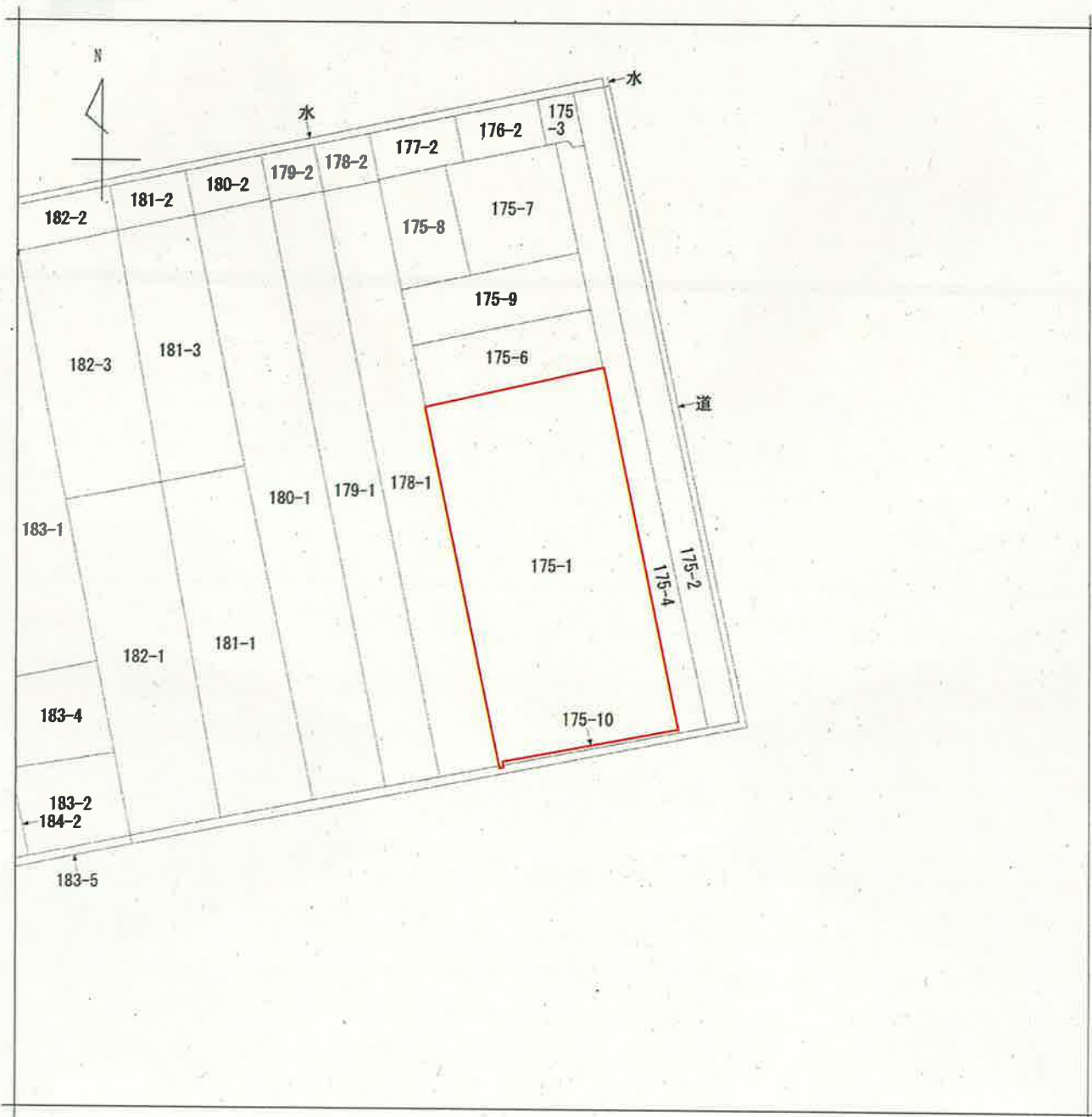
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D12260 (1/1)

2/2

4 183-3



請求部	所在	長浜市木之本町大音字八ノ坪				地番	175番1			
出力	縮尺不明	精度	座標系 番号又は記号	分類	地図に準ずる図面			種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日 (原図)				補記事項		

表 題 部	(主である建物の表示)	調製	平成17年10月11日	不動産番号	1603000618249
所在図番号	余白				
所 在	伊香郡木之本町大字大音字八ノ坪 175番地1		余白		
	長浜市木之本町大音字八ノ坪 175番地1			平成22年1月1日行政区画変更 平成22年3月12日登記	
家屋番号	175番1			余白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
事務所	鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建	479	58	昭和62年1月30日新築	
余白	余白	余白		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成17年10月11日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成14年1月28日 第1335号	原因 平成14年1月15日売買 所有者 伊 香 郡 木 之 本 町 順位2番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成17年10月11日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年4月18日
大津地方法務局長浜支局

登記官

小 西 弘 樹



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職務で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D04018 (4/4)

1/1

登記年月日：平成12年11月30日

403011

建物図面

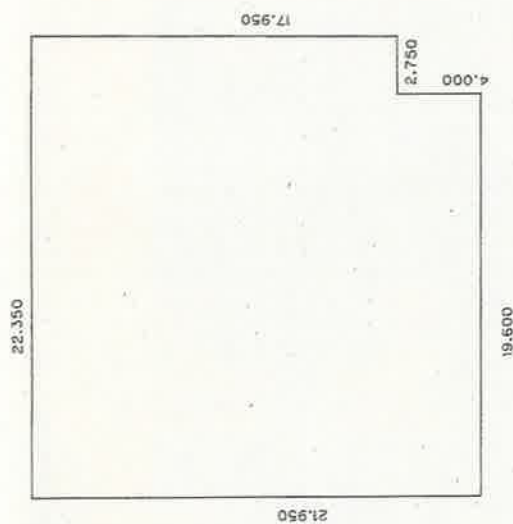
家屋番号 175-1

建物の所在 伊香郡木之本町大字大音字八ノ坪175番地1

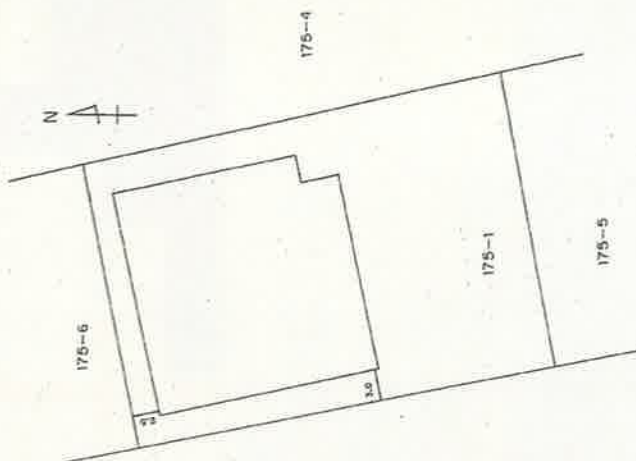
長浜市木之本町大音

H 12.11.30

各階平面図

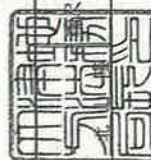


22.350×17.950=401.182500
19.600×4.000=78.400000
計 479.582500
床面積 479.58㎡



物件番号 1

縮尺 1/500



法務省

申請人

縮尺 1/250

大津地方法務局
法務事務官 西川 勝弘 (印)
12年11月27日作製

作製者

浸水想定区域



物 件 調 査 書

物件番号	2	所在地	長浜市高月町井口字億称寺19番2、20番1				
最低売却価格(税込)		4,922,000円 (内訳) 土地4,570,000円 建物352,000円 (税込)					
面積	実測面積	2,214.35㎡		地目	実測面積	2,214.35㎡	
	公簿面積	宅地			現況地目	宅地	
建 物	種類		建築年月		構造等		延床面積
	集会所(北側建物)		昭和51年11月		鉄骨造鋼板葺平家建		147㎡
	園舎(南側建物)		昭和50年9月2日		鉄骨造鋼板葺平家建		602.25㎡
接面道路の状況	南側: 市道井口雨森2号線 現況幅員 約7.9m 歩道なし、舗装済 西側: 市道井口東部線 現況幅員 約3.9から4.1m 歩道なし、舗装済 (建築基準法第42条第2項道路)						
法令等による制限	都市計画区域	長浜北部都市計画区域 (非線引き都市計画区域)		特定用途制限地域	田園居住地区		
	建 ぺ い 率	70%		容 積 率	200%		
私道等の負担に関する事項		—					
供給処理施設状況	区分	利用可能な施設		配管等の状況		事業所名	
						電 話 番 号	
	電気	関西電力		引込みあり		関西電力送配電(株) 彦根配電営業所	
						0800-777-8810(コールセンター)	
	ガス	プロパン		—			
	上水道	水道企業団		敷地内引込みあり		長浜水道企業団 北部営業所	
					0749-82-6031		
下水道	公共下水道		敷地内引込みあり		長浜市下水道総務課		
					0749-65-1600		
現地までの交通機関		鉄道	JR高月駅 道路距離 約2.2km				
		バス	高月デマンドタクシー「井口」停留所 物件の北東方(道路距離)約0.2km				
備考(1/2)							
1. 本件は、土地、建物及び付随する工作物を一括で売却します。上記土地、建物(建物内外の備品及び設備を含む)及び付随する工作物は現状有姿での引き渡しとなります。また、建築図面が現存していないため、建物の詳細については添付の写真及び現地でご確認ください。なお、上記建物は築後相当年数が経っており、経年劣化及び使用による摩耗、損耗がありますので、予めご承知おきください。							
2. 建物登記がされていないことから、必要に応じて購入者で登記を行ってください。							
3. 本件は、非線引き都市計画区域に位置しています。開発等(建築を含む。)にあたって、都市計画法、建築基準法及び市条例等により指導がなされる場合がありますので、買受の申込みをする方は、予め長浜市都市計画課開発調整室(0749-65-6903)、建築課建築指導室(0749-65-6543)に確認してください。							
4. 上水道は、旧集会所(北側)の敷地には20mm口径の引き込みがあり、旧園舎(南側)の敷地には25mm口径の引き込みがあり、双方とも、メーターは撤去されています。上水道を使用する場合は、長浜水道企業団北部営業所(0749-82-6031)へ連絡してください。なお、使用に係る費用は買受人で負担してください。							

備考(2/2)

5. 旧園舎(南側)は公共下水道へ接続しています。使用される場合は長浜市下水道総務課(0749-65-1600)へ連絡してください。なお、工事や使用に係る費用は買受人で負担してください。旧集会所(北側)については、敷地内南西側に汚水枳が設置されていますが、建物内には接続されていません。
6. 建物の耐震診断は行っていません。
7. 建物のアスベスト調査は実施していませんが、アスベスト含有建材を使用している可能性があります。必要に応じて買受人で調査を行い、改築・解体等でアスベスト含有建材を取り扱う場合には関係法令を遵守してください。
8. 旧集会所(北側)の敷地東側は国有地(農林水産省所有)に隣接しており、その境界は水路に並行して段となっている壁面より西へ約1mの地点で確定していますが、当該建物の基礎の一部が国有地に越境しています。所有権移転後に建物の現形状を変更する場合は、国有地を管理する湖北土地改良区(0749-85-2069)と協議を行ってください。なお、国有地を一体的に使用することはできません。
9. 旧園舎(南側)の敷地東側は国有地(農林水産省所有)に隣接しており、その境界は緑色ネットフェンス基礎の東側面から西へ約1mの地点で確定しています。建物の軒先と境界との間に余裕がありません。所有権移転後に建物の現形状を変更する場合は、国有地を管理する湖北土地改良区(0749-85-2070)と協議を行ってください。なお、国有地を一体的に使用することはできません。また、旧園舎(南側)敷地の国有地内には南北方向にネットフェンスおよびガードパイプが設置されており、すべて湖北土地改良区の管理施設です。
10. 本件土地の土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても市は一切責任を負いません。
11. 本件土地の一部が周知の遺跡(井口遺跡)に該当します。該当部分の工事を行う場合は、長浜市文化観光課歴史まちづくり室文化財係(0749-65-6510)へ連絡、協議してください。また、工事を行う場合は、文化財保護法第93条第1項の規定により、工事着手の60日前までに発掘届等の書類を提出してください。
12. ハザードマップでは、浸水想定地域(1.0m以上2.0m未満)に指定されています。詳しくは、長浜市防災危機管理課(0749-65-6555)にお問い合わせください。
13. 敷地南西側に関西電力送配電(株)の電柱類(本柱2本、支線2条)があります。
14. 敷地内に地元管理の消火栓用ホース格納箱が設置されています。
15. 土地利用にあたっては、周辺地域の環境に十分配慮するとともに、紛争が生じないよう事前に地元自治会及び周辺住民と協議してください。

※ 物件調書の記載内容についての問い合わせ

旧集会所(北側)部分:長浜市防災危機管理課(0749-65-6555)

旧園舎(南側)部分:長浜市文化観光課(0749-65-6521)

※ この物件調書は、入札参加者の参考資料です。

※ 申込みに際しては、自らの責任において、現地及び諸規制の調査確認を行ってください。

位置図



航空写真



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成17年10月11日	不動産番号	1603000483691
地図番号	F51-3	筆界特定	[余白]		
所 在	伊香郡高月町大字井口字億称寺			[余白]	
	長浜市高月町井口字億称寺			平成22年1月1日行政区画変更 平成22年3月10日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
19番2	山林	158		[余白]	
[余白]	[余白]	105		③19番2、19番5に分筆 〔昭和48年3月26日〕	
[余白]	宅地	382.94		②③昭和51年2月28日地目変更 ③19番7の一部を合併 国土地調査による成果 〔平成5年6月2日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成17年10月11日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	[余白]	所有者 伊 香 郡 高 月 町 平成5年6月2日登記 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成17年10月11日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年9月18日
大津地方方法務局長浜支局

登記官

田 原 達 司

* 「登記の目的」欄に「相続人申出」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が協議で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは注記事項であることを示す。

整理番号 D84752 (2/10)



1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成17年10月11日	不動産番号	1603000483697
地図番号	F51-3・N11-1	筆界特定	余白		
所 在	伊香郡高月町大字井口字億称寺			余白	
	長浜市高月町井口字億称寺			平成22年1月1日行政区画変更 平成22年3月10日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
20番	山林		191	余白	
20番1	余白		169	①③20番1、同番2に分筆 〔昭和48年7月6日〕	
余白	宅地		1831.41	②③昭和51年2月28日地目変更 ③19番3、21番1を合筆 国土調査による成果 〔平成5年6月2日〕	
余白	余白	余白		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成17年10月11日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	余白	所有者 伊 香 郡 高 月 町 平成5年6月2日登記 順位2番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成17年10月11日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年9月18日
天津地方法務局長浜支局

登記官

田 原 達 司

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

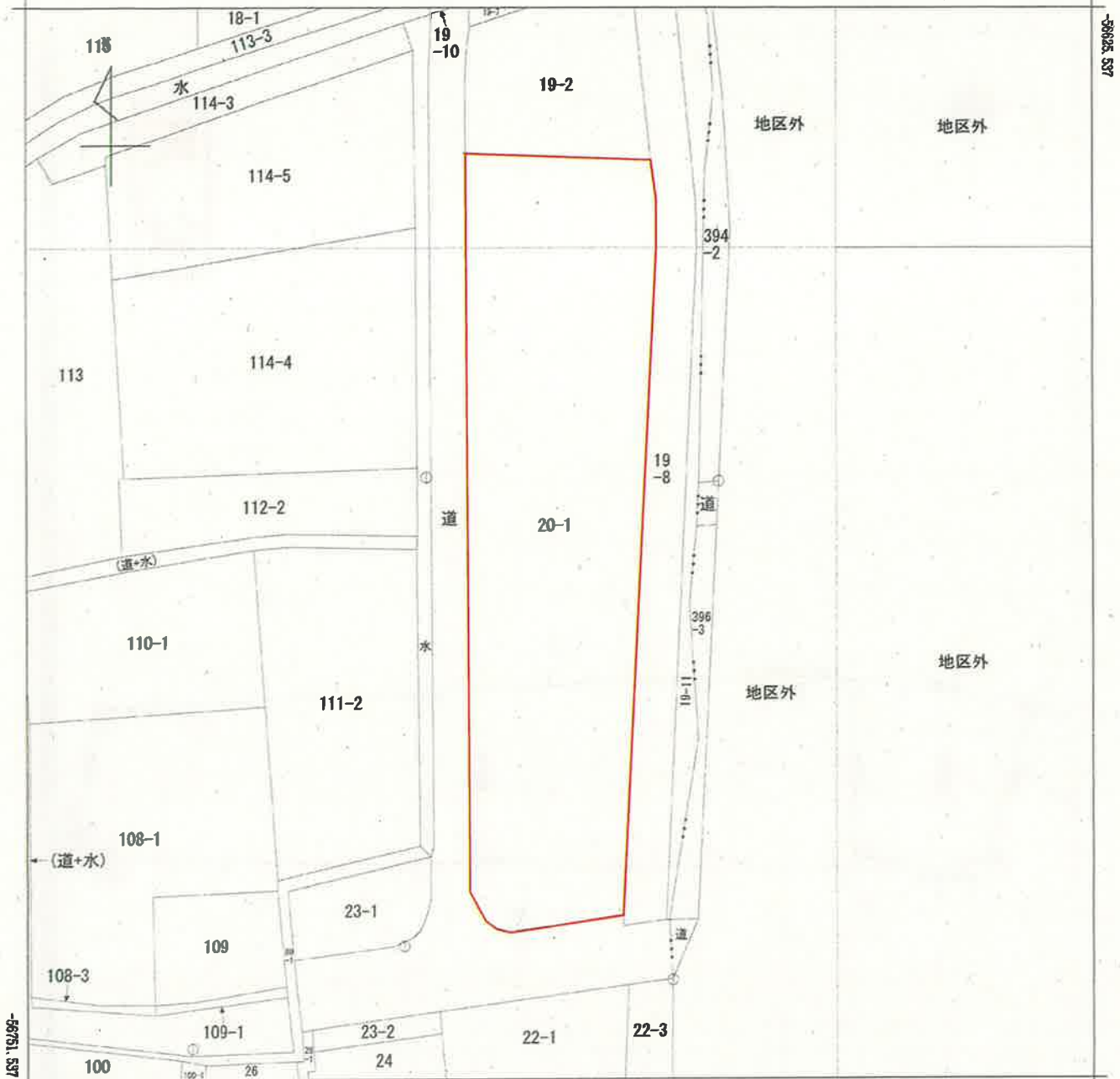
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D84752 (5/10)

1/1



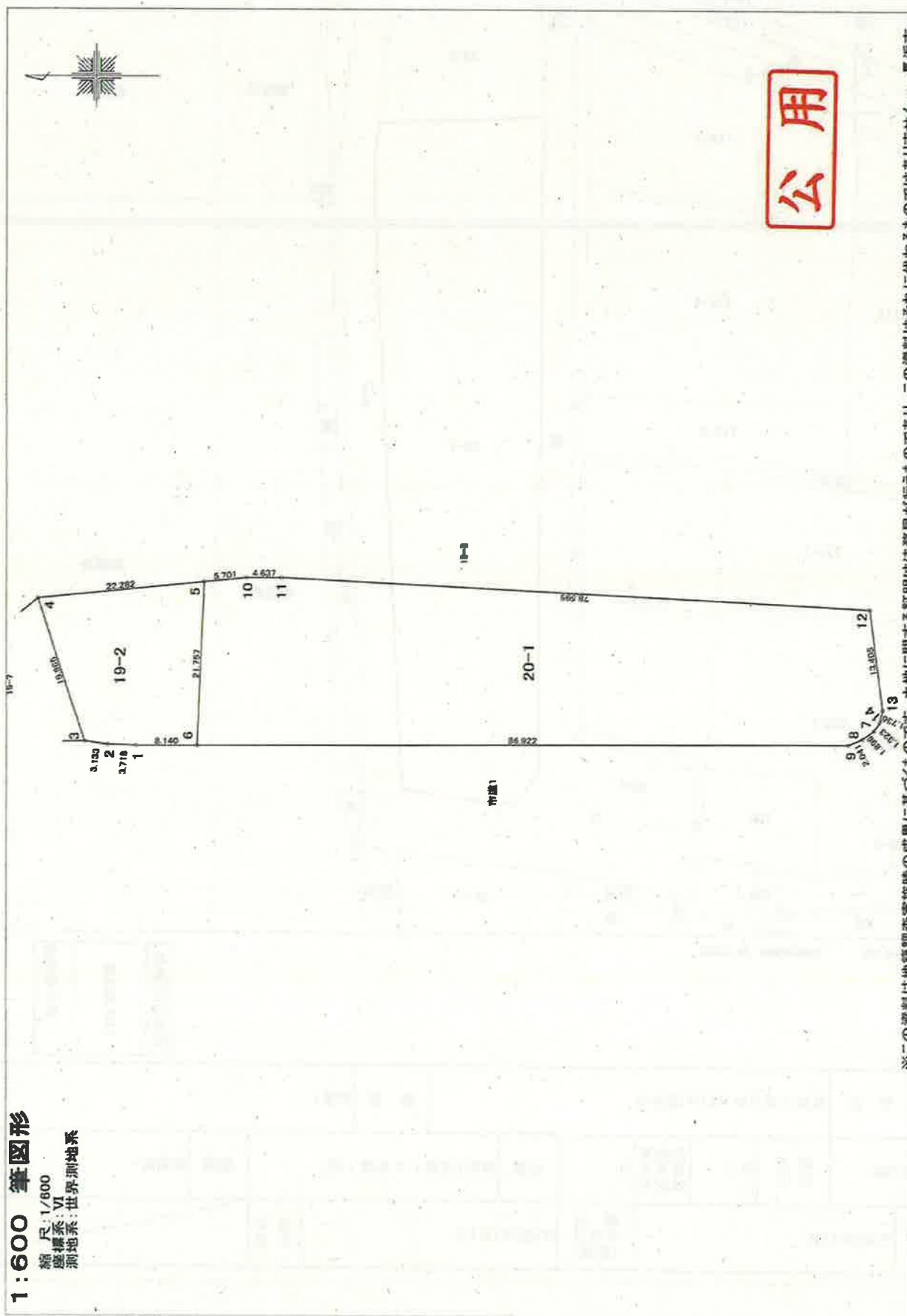


+21844.998

(座標値種別：図上測定)

地番区域見出
高月町井口
高月町雨森

請 求 部 分	所 在 長浜市高月町井口字億称寺					地 番 20番1			
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	甲三	座標系 番号又は 記号	VI	分 類	地図(法第 1 4 条第 1 項)	種 類	地籍図
作 成 年 月 日	平成2年12月				備 付 年 月 日 (原図)	平成5年7月1日		補 事 記 項	

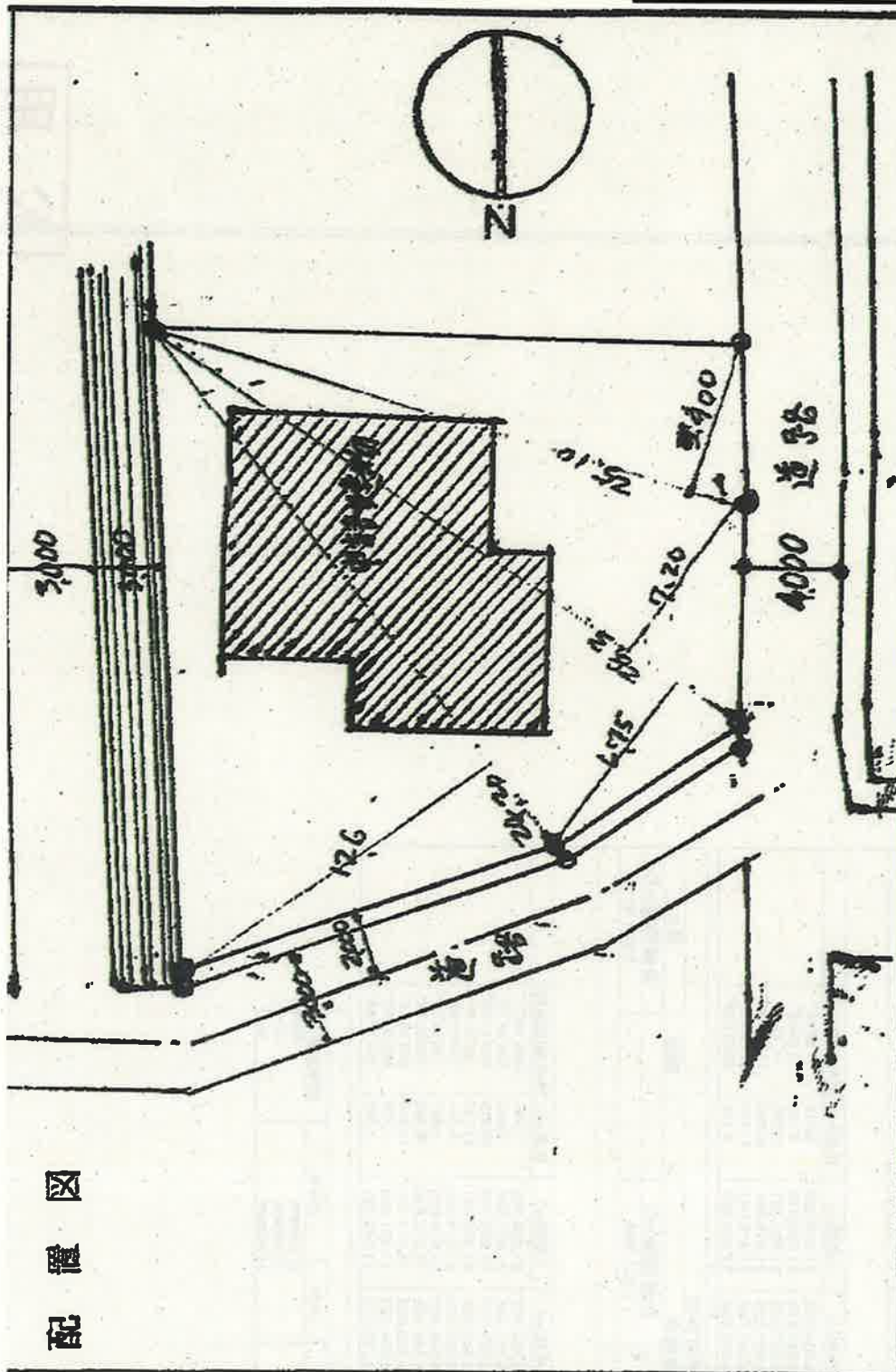


大字	850	高月町井口	精度	甲3	
小字	3	字徳科寺		台帳面積(㎡)	
地番	19-2	計算面積(㎡)		382.94	
		382.937			
点番	境界点名	X座標(m)	Y座標(m)	辺長(m)	方向角(度分秒)
1	C170	-56,634.686	21,896.288	3.718	1°52'48"
2	C171	-56,630.970	21,896.410	3.133	7°49'58"
3	C172	-56,627.668	21,896.837	19.665	71°47' 2"
4	C180	-56,621.625	21,815.801	22.282	174°13'40"
5	C881	-56,643.784	21,918.042	21.757	272°33' 0"
6	C169	-56,642.326	21,896.307	6.140	355°51'56"
大字	850	高月町井口	精度	甲3	
小字	3	字徳科寺		台帳面積(㎡)	
地番	20-1	計算面積(㎡)		1,831.41	
		1,831.394			
点番	境界点名	X座標(m)	Y座標(m)	辺長(m)	方向角(度分秒)
7	C166	-56,733.161	21,898.692	1.896	324°18'21"
8	C167	-56,731.922	21,897.585	2.041	336°44'18"
9	C168	-56,728.747	21,896.779	86.922	359°41'20"
6	C169	-56,642.326	21,896.307	21.757	92°33' 0"
5	C881	-56,643.784	21,918.042	5.701	174°13'53"
10	C181	-56,649.486	21,918.615	4.837	179°38'30"
11	C182	-56,654.103	21,918.644	76.595	182°49'49"
12	C183	-56,732.602	21,914.763	13.405	282°38'11"
13	C184	-56,734.320	21,901.469	1.736	283°33'22"
14	C185	-56,733.913	21,899.781	1.323	304°37'36"
隣接地番情報	大字名	小字	小字名	隣接地番	
650	高月町井口		3 字徳科寺	市道	
660	高月町井口		3 字徳科寺	19-6	
650	高月町井口		3 字徳科寺	19-7	

公用

※この資料は地籍調査実施時の成果に基づくものです。土地に関する証明は法務局が行うものであり、この資料はそれに代わるものではありません。ー最良市ー

旧集会所(北側) 建物配置図



配置図

旧集会所(北側) 現地写真

建物西側



建物北西側

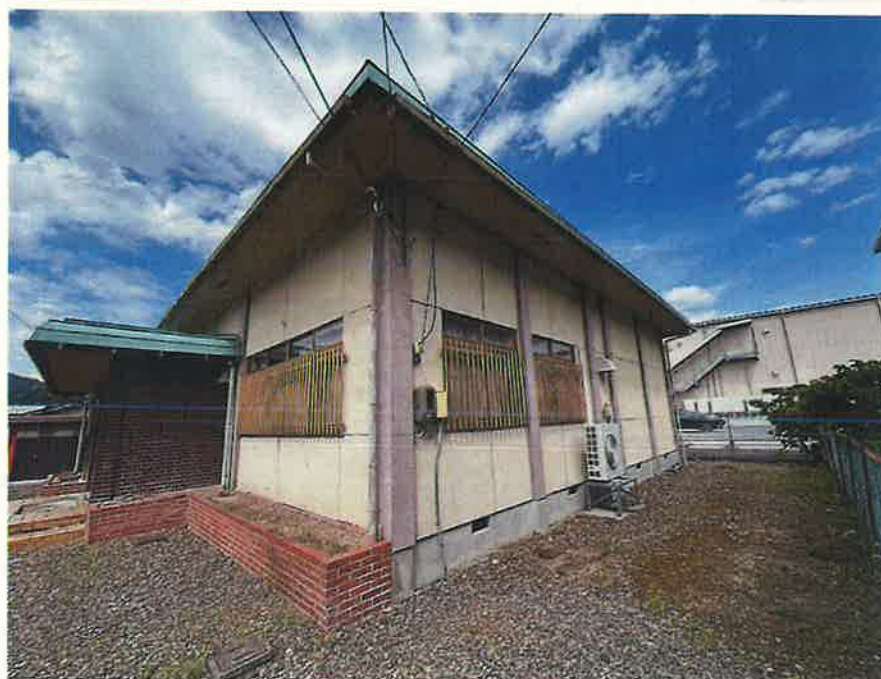


旧集会所(北側) 現地写真

建物東側



建物南西側



旧集会所(北側) 現地写真

北東境界(北から)



南東境界(北から)



東側境界(北から)



国有地はみ出し部分(北から)



地上工作物(北から)



占用電柱・支線(南西から)



旧集会所(北側) 現地写真

建物内部 ホール



建物内部 湯沸室



建物内部 トイレ



建物内部 北側和室



建物内部 南側和室



建物内部 廊下



旧園舎(南側) 現地写真

敷地南側



建物南西側



旧園舎(南側) 現地写真

建物北側



北東境界(北から)



南東境界(南から)



旧園舎(南側) 現地写真

占用電柱支線(南西から)



建物外観 入口



建物内観 入口



建物内観 保健室



建物内観 普通教室1



建物内観 普通教室2



旧園舎(南側) 現地写真

建物内観 職員室



建物内観 職員室



建物内観 廊下



建物内観 廊下



建物内観 給食室



建物内観 給食室



旧園舎(南側) 現地写真

建物内観 会議室



建物内観 便所



建物内観 物置



建物内観 遊戯室



建物内観 遊戯室



建物内観 遊戯室



物件調書【旧ハツ塚団地跡地 ①号地】

物件番号	3	所在地	滋賀県長浜市木之本町木之本字ハツ塚619番2			
最低売却価格		2,345,000円				
面 積	実測面積	213.17㎡		地 目	現況地目	雑種地
	公簿面積	213㎡(地積更正手続き中)			登記地目	雑種地(地目変更手続き中)
接面道路の状況	東側:市道木之本ハツ塚線 現況幅員 約4m 舗装有 (建築基準法第42条第2項道路)					
法令等による制限	都市計画区域	非線引き都市計画区域	特定用途制限地域	田園居住地区		
	建 ぺ い 率	70%	容 積 率	300%		
私道等の負担に関する事項		負担なし				
供給処理施設状況	区分	利用可能な施設	配管等の状況	事業所名		
				電 話 番 号		
	電気	関西電力		関西電力送配電(株)彦根配電営業所		
				0800-777-8810(コールセンター)		
	ガス	プロパン				
	上水道	水道企業団	東側道路配管有	長浜水道企業団北部営業所		
				0749-82-6031		
下水道	公共下水道	東側道路配管有	長浜市下水道施設課			
			0749-65-1601			
現地までの交通機関		鉄道	JR木ノ本駅(道路距離)約0.7km			
備考						
1. 開発等(建築を含む。)にあたって、都市計画法、建築基準法及び市条例等により指導がなされる場合があります。買受への申込みをする方は、あらかじめ長浜市都市計画課開発調整室(0749-65-6903)、建築課建築指導室(0749-65-6543)に照会ください。						
2. 上水道の引き込みはされていません。上水道を使用される場合は、長浜水道企業団北部営業所(0749-82-6031)へご連絡ください。なお、使用に係る費用は買受人で負担してください。						
3. 下水道管の敷地内への引き込みはされていません。公共汚水ますを設置される場合は、長浜市下水道施設課(0749-65-1601)へ申込みをしてください。なお、ます設置に係る工事負担金が別途必要です。						
4. 電気・ガス・給排水等は、買受人の負担で整備してください。						
5. 敷地内に地元管理の消火栓用ホース格納庫が設置されています。						
6. 当該物件の土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても市は一切責任を負いません。						
7. 土地利用にあたっては、周辺地域の環境に十分配慮するとともに、紛争が生じないよう事前に地元自治会及び周辺住民と協議してください。						
8. 現状有姿(ネットフェンス等含む)での引き渡しとなります。十分現地をご確認ください。						
9. 本件土地と隣接地の擁壁等について、地上及び地下において境界を越えている場合があります。これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、市は対応しません。						

※ 物件調書の記載内容についての問合せ先:長浜市住宅課(0749-65-6533)

※ この物件調書は、入札参加者の参考資料です。

※ 申込みに際しては、自らの責任において、現地及び諸規制の調査確認を行ってください。

位置図



現況写真

北東側から撮影



南東側から撮影



消火栓用
ホース格納庫

南西側から撮影



前面道路の状況



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成17年10月11日	不動産番号	1603000620884
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	伊香郡木之本町大字木之本字ハツ塚			[余白]	
	長浜市木之本町木之本字ハツ塚			平成22年1月1日行政区画変更 平成22年3月17日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付【登記の日付】	
619番2	畑		360	[余白]	
[余白]	[余白]	[余白]		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成17年10月11日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和31年8月4日 第1533号	原因 昭和31年2月20日買上 所有者 伊 香 郡 木 之 本 町 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成17年10月11日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和6年10月21日
大津地方法務局長浜支局

登記官

田 原 達 司



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の田原人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

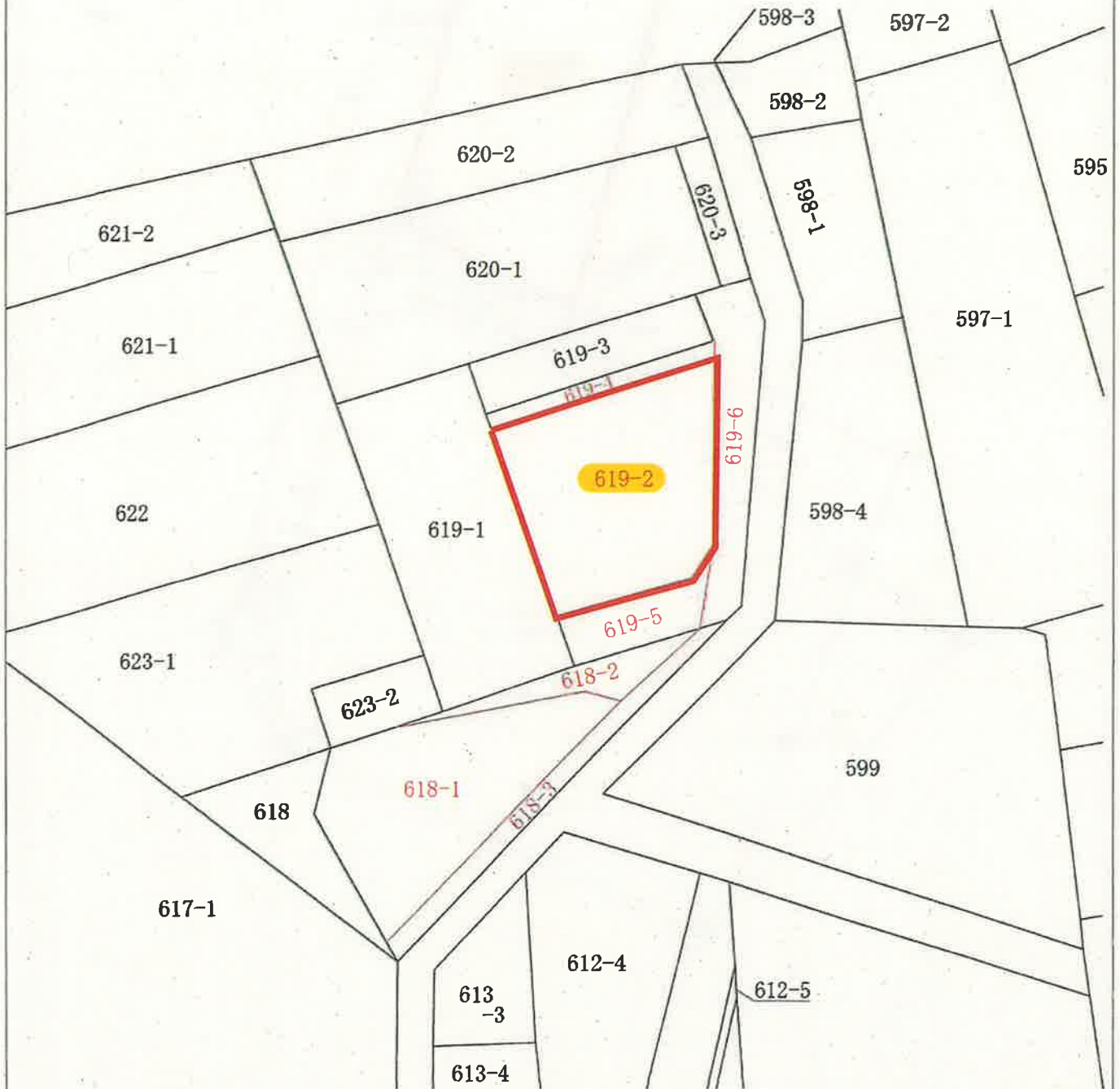
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D86058 (3/4)

1/1

地図訂正・分筆後の図面

物件番号3





風 浪 水 測 表

地 番 ①(イ)618-1A				
No.	標高	Xn	Yn	辺長
BP118		81.499	-22.292	9.28
KK11		75.685	-29.529	9.47
KK12		66.839	-26.135	10.58
BP114		57.136	-21.831	23.72
BP115		67.142	-0.345	4.23
BP104		71.270	0.587	6.72
BP105		77.757	-1.185	2.03
BP106		79.691	-1.776	8.24
BP116		87.625	-4.012	3.07
BP112		88.803	-6.843	17.09
併面積			1182.181705	
地積			591.090525	
			591.09	

地 番 ①(イ)618-1B				
No.	標高	Xn	Yn	辺長
KK13		85.985	-16.734	2.57
KK14		87.025	-14.390	10.26
BP117		91.248	-5.053	0.47
BP107		90.800	-4.907	3.30
BP116		87.625	-4.012	3.07
BP112		88.803	-6.843	17.09
BP118		81.499	-22.292	7.13
併面積			56.594590	
地積			28.2972950	
			28.29	

地 番 ①(イ)618-1C				
No.	標高	Xn	Yn	辺長
KK4		92.532	-2.213	20.79
KK5		72.347	2.762	0.49
KK6		71.868	2.845	5.95
KK7		66.739	-0.168	0.45
KK8		66.550	-0.580	23.27
KK9		56.730	-21.673	0.47
BP114		57.156	-21.681	23.72
BP115		67.142	-0.345	4.23
BP104		71.270	0.587	6.72
BP105		77.757	-1.185	2.03
BP106		79.691	-1.776	8.24
BP116		87.625	-4.012	3.30
BP107		90.800	-4.907	0.47
BP117		91.248	-5.053	3.12
併面積			145.756203	
地積			72.8781015	
			72.87	

地 番 ②(イ)619-1A				
No.	標高	Xn	Yn	辺長
KK16		87.491	-17.791	21.59
KK17		105.241	-30.085	4.71
KK18		108.162	-26.385	3.46
KK19		110.320	-23.685	2.79
KK20		112.005	-21.468	1.55
KK25		110.516	-21.044	22.62
BP33		88.755	-14.680	3.17
併面積			312.593457	
地積			156.2967285	
			156.29	

地 番 ②(イ)619-1B				
No.	標高	Xn	Yn	辺長
KK16		87.491	-17.791	1.86
KK13		85.985	-16.734	2.57
KK14		87.025	-14.390	1.80
BP33		88.755	-14.680	3.17
併面積			10.352754	
地積			5.1763770	
			5.17	

地 番 ②(イ)619-2A				
No.	標高	Xn	Yn	辺長
BP31		112.896	-11.211	18.25
BP110		95.297	-6.381	0.86
BP150		94.473	-6.142	1.70
BP151		92.826	-6.551	1.15
BP152		92.354	-7.895	0.09
BP153		92.273	-7.563	3.82
BP154		90.543	-10.964	4.30
BP33		88.755	-14.680	22.10
BP30		110.023	-20.905	10.11
併面積			46.353225	
地積			23.1766125	
			23.17	

地 番 ②(イ)619-2B				
No.	標高	Xn	Yn	辺長
KK24		113.390	-11.347	10.11
KK25		110.516	-21.044	0.51
BP30		110.023	-20.905	10.11
BP31		112.896	-11.211	0.51
併面積			10.356671	
地積			5.1798355	
			5.17	

地 番 ③(イ)619-2C				
No.	標高	Xn	Yn	辺長
BP150		94.473	-6.142	1.32
BP109		90.202	-5.772	0.52
BP108		92.735	-5.540	1.56
BP117		91.248	-5.053	10.25
KK14		87.025	-14.390	1.80
BP33		88.755	-14.680	4.30
BP154		90.543	-10.964	3.82
BP153		92.273	-7.563	0.09
BP152		92.354	-7.895	1.15
BP151		92.826	-6.551	1.70
併面積			39.422965	
地積			19.7114925	
			19.71	

地 番 ③(イ)619-2D				
No.	標高	Xn	Yn	辺長
KK1		115.661	-8.685	2.56
KK2		113.195	-7.982	14.28
KK3		99.498	-3.951	7.17
KK4		92.632	-2.213	3.12
BP117		91.248	-5.053	1.56
BP108		92.735	-5.540	0.52
BP109		93.202	-5.772	1.32
BP150		94.473	-6.142	0.86
BP110		95.297	-6.381	18.25
BP31		112.896	-11.211	0.51
KK24		113.390	-11.347	1.55
KK22		114.683	-11.756	3.17
併面積			161.335447	
地積			80.6177235	
			80.61	

地 番 ③(イ)619-2(集計)				
No.	標高	Xn	Yn	辺長
KK11		75.685	-29.529	5.85
KK15		81.151	-31.626	15.22
KK16		87.491	-17.791	1.86
KK13		85.985	-16.734	10.41
併面積			119.308220	
地積			59.6541100	
			59.65	

地 番 ③(イ)618(集計)				
No.	標高	Xn	Yn	辺長
KK11		75.685	-29.529	6.24
KK10		71.778	-34.391	19.70
KK9		56.730	-21.673	11.05
KK12		66.839	-26.135	9.47
併面積			117.691696	
地積			58.8458480	
			58.84	

合 計 1290.9243780

物件調書【旧ハツ塚団地跡地 ②号地】

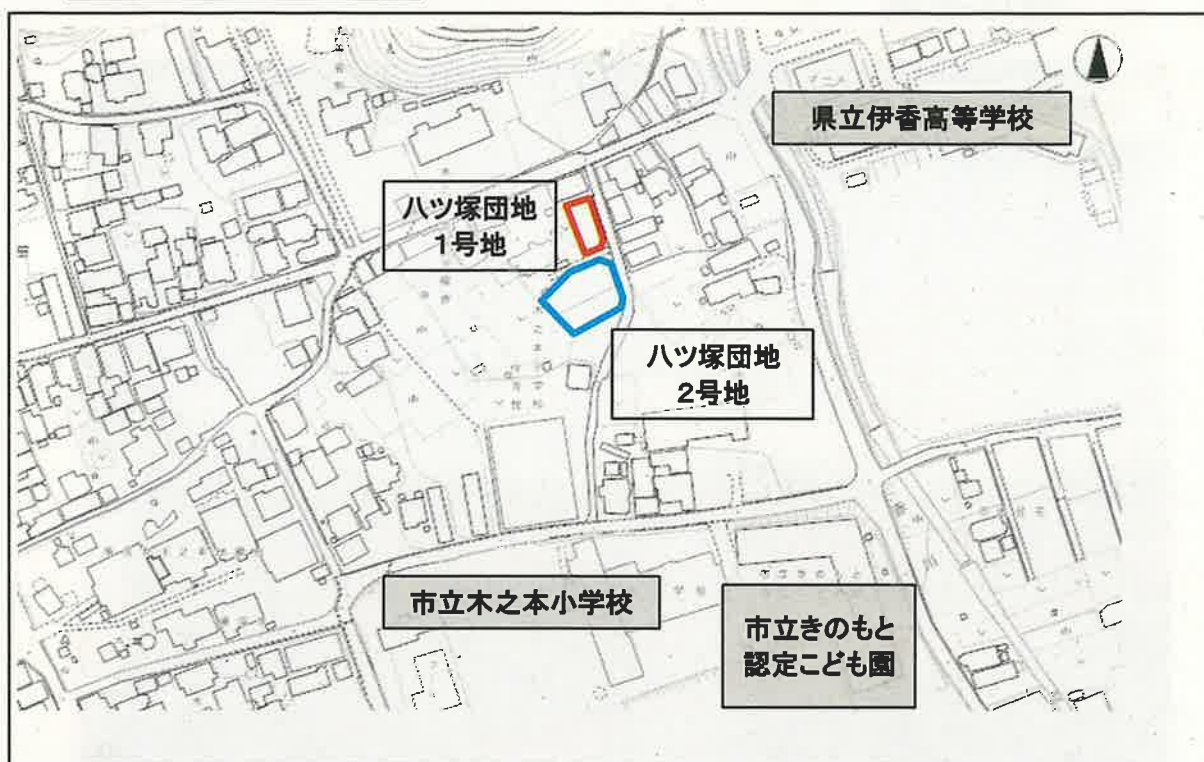
物件番号	4	所在地	滋賀県長浜市木之本町木之本字ハツ塚618番、618番1		
最低売却価格		5,577,000円			
面積	実測面積	649.93㎡	地目	現況地目	雑種地
	公簿面積	649.93㎡(地積更正手続き中)		登記地目	雑種地(地目変更手続き中)
接面道路の状況	東側:市道木之本ハツ塚線 現況幅員 約3.4m 舗装有 (建築基準法第42条第2項道路)				
法令等による制限	都市計画区域	非線引き都市計画区域	特定用途制限地域	田園居住地区	
	建ぺい率	70%	容積率	300%	
私道等の負担に関する事項		負担なし			
供給処理施設状況	区分	利用可能な施設	配管等の状況	事業所名	
				電話番号	
	電気	関西電力		関西電力送配電(株)彦根配電営業所	
				0800-777-8810(コールセンター)	
	ガス	プロパン			
	上水道	水道企業団	東側道路配管有	長浜水道企業団北部営業所	
				0749-82-6031	
下水道	公共下水道	東側道路配管有	長浜市下水道施設課		
			0749-65-1601		
現地までの交通機関		鉄道	JR木ノ本駅(道路距離)約0.7km		
備考					
1. 開発等(建築を含む。)にあたって、都市計画法、建築基準法及び市条例等により指導がなされる場合があります。買受けの申込みをする方は、あらかじめ長浜市都市計画課開発調整室(0749-65-6903)、建築課建築指導室(0749-65-6543)に照会ください。 2. 上水道の引き込みはされていません。上水道を使用される場合は、長浜水道企業団北部営業所(0749-82-6031)へご連絡ください。なお、使用に係る費用は買受人で負担してください。 3. 下水道管の敷地内への引き込みはされていません。公共汚水ますを設置される場合は、長浜市下水道施設課(0749-65-1601)へ申込みをしてください。なお、ます設置に係る工事負担金が別途必要です。 4. 電気・ガス・給排水等は、買受人の負担で整備してください。 5. 敷地内南西側に電柱1本、支線1条が設置されています。 6. 当該物件の土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等は行っていない。所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても市は一切責任を負いません。 7. 土地利用にあたっては、周辺地域の環境に十分配慮するとともに、紛争が生じないよう事前に地元自治会及び周辺住民と協議してください。 8. 現状有姿(ネットフェンス等含む)での引き渡しとなります。十分現地をご確認ください。 9. 本件土地と隣接地の擁壁等について、地上及び地下において境界を越えている場合があります。これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、市は対応しません。 10. 本件土地は、浸水想定区域(0.5未満)に該当します。詳しくは長浜市防災危機管理課(0749-65-6555)にお問合わせください。					

※ 物件調書の記載内容についての問合せ先:長浜市住宅課(0749-65-6533)

※ この物件調書は、入札参加者の参考資料です。

※ 申込みに際しては、自らの責任において、現地及び諸規制の調査確認を行ってください。

位置図 ①



位置図 ②



現況写真

北東側から撮影



南東側から撮影



北西側から撮影



前面道路の状況



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成17年10月11日	不動産番号	1603000620881
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	伊香郡木之本町大字木之本字ハツ塚				[余白]
	長浜市木之本町木之本字ハツ塚				平成22年1月1日行政区画変更 平成22年3月17日登記
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m	原因及びその日付〔登記の日付〕	
618番	畑	707		[余白]	
[余白]	[余白]	69		③618番、618番1に分筆 〔昭和47年6月6日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成17年10月11日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和31年8月4日 第1537号	原因 昭和31年2月20日買収 所有者 伊 香 郡 木 之 本 町 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成17年10月11日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和6年10月21日
大津地方法務局長浜支部

登記官

田 原 達 司



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは消事項であることを示す。

整理番号 D86058 (1 / 4)

1 / 1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成17年10月11日	不動産番号	1603000620882
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	伊香郡木之本町大字木之本字ハツ塚				[余白]
	長浜市木之本町木之本字ハツ塚				平成22年1月1日行政区画変更 平成22年3月17日登記
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
618番1	畑	637		618番から分筆 (昭和47年6月6日)	
[余白]	[余白]	[余白]		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成17年10月11日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和63年5月6日 第1570号	原因 昭和63年3月30日交換 所有者 伊 香 郡 木 之 本 町 順位3番の登記を移記
	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成17年10月11日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年10月21日
大津地方法務局長浜支局

登記官

田 原 達 司

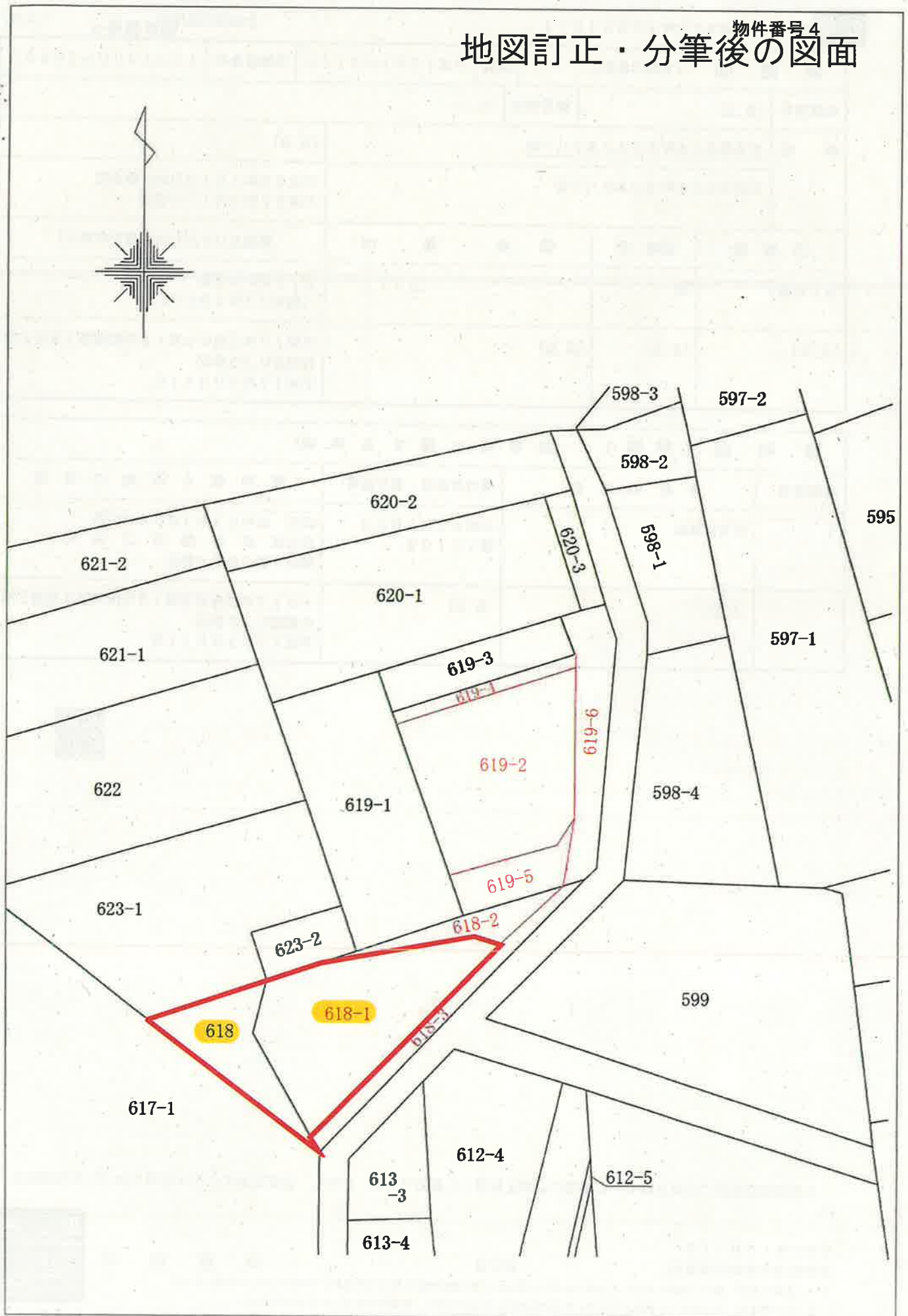


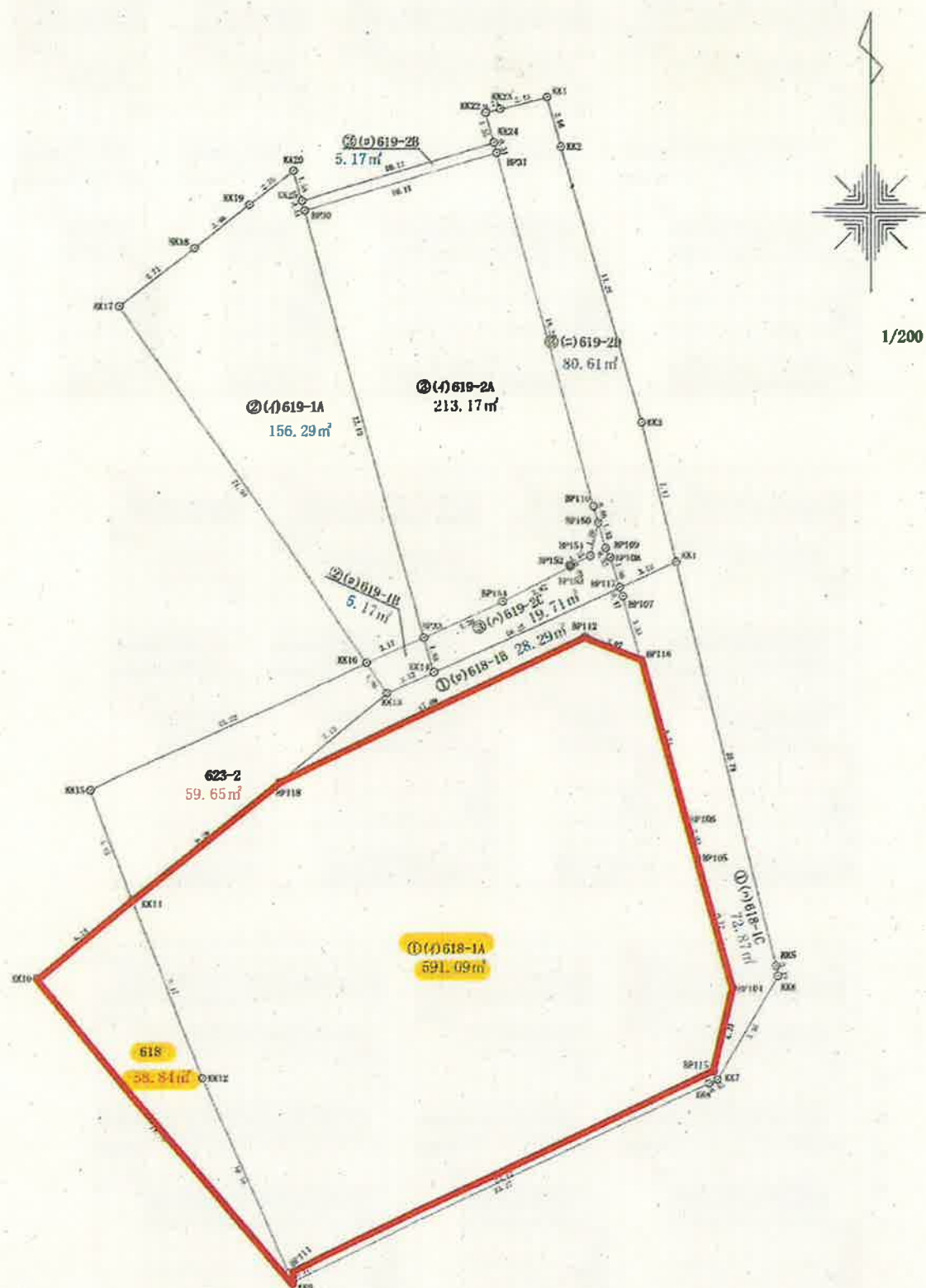
- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは経過事項であることを示す。

整理番号 D86058 (2/4) 1/1

地図訂正・分筆後の図面

物件番号4





測量成果表

地番 ①(4)018-1A				
No.	地番	Xn	Yn	辺長
BP118		81.499	-22.292	9.23
KX11		75.685	-29.529	9.47
KX12		66.839	-26.135	10.58
BP114		57.156	-21.861	23.72
BP115		67.142	-0.345	4.23
BP104		71.270	0.597	6.72
BP105		77.757	1.185	2.03
BP106		79.694	-1.276	8.24
BP116		87.825	-4.012	3.07
BP112		88.893	-6.843	17.09
係面積			1182.181705	
面積			591.0908525	
地積			591.09	m ²

地番 ①(4)018-1B				
No.	地番	Xn	Yn	辺長
KX13		85.985	-16.734	2.57
KX14		87.025	-14.390	10.25
BP117		91.248	-5.053	0.47
BP107		90.800	-4.907	3.30
BP116		87.625	-4.012	3.07
BP112		88.893	-6.843	17.09
BP118		81.499	-22.292	7.13
係面積			-56.594590	
面積			28.2972950	
地積			28.29	m ²

地番 ①(4)018-1C				
No.	地番	Xn	Yn	辺長
KX4		92.532	-2.213	20.79
KX5		72.347	2.762	0.49
KX6		71.868	2.845	5.95
KX7		66.798	-0.168	0.45
KX8		66.950	-0.590	23.27
KX9		56.730	-21.073	0.47
BP114		57.156	-21.861	23.72
BP115		67.142	-0.345	4.23
BP104		71.270	0.597	6.72
BP105		77.757	1.185	2.03
BP106		79.694	-1.276	8.24
BP116		87.825	-4.012	3.07
BP107		90.800	-4.907	3.30
BP117		91.248	-5.053	3.12
係面積			-145.765203	
面積			72.8781015	
地積			72.87	m ²

地番 ②(4)019-1A				
No.	地番	Xn	Yn	辺長
KX16		87.491	-17.791	21.59
KX17		105.241	-30.085	4.71
KX18		108.162	-26.395	3.46
KX19		110.300	-23.666	2.79
KX20		112.035	-21.468	1.55
KX25		110.516	-21.044	22.62
BP23		88.755	-14.890	3.17
係面積			-312.593457	
面積			156.2967285	
地積			156.29	m ²

地番 ②(4)019-1B				
No.	地番	Xn	Yn	辺長
KX16		87.491	-17.791	1.88
KX13		85.985	-16.734	2.57
KX14		87.025	-14.390	1.50
BP23		88.755	-14.890	3.17
係面積			10.352754	
面積			5.1763770	
地積			5.17	m ²

地番 ②(4)019-2A				
No.	地番	Xn	Yn	辺長
BP21		112.896	-11.211	18.25
BP110		95.297	-6.381	0.86
BP150		94.473	-6.142	1.70
BP151		92.826	-6.551	1.15
BP152		92.354	-7.595	0.09
BP153		92.273	-7.563	3.82
BP154		90.543	-10.964	4.30
BP23		88.755	-14.890	22.10
BP30		110.023	-20.905	10.11
係面積			-426.353225	
面積			213.1766125	
地積			213.17	m ²

地番 ②(4)019-2B				
No.	地番	Xn	Yn	辺長
KX24		113.390	-11.347	10.11
KX25		110.516	-21.044	0.51
BP30		110.023	-20.905	10.11
BP31		112.896	-11.211	0.51
係面積			10.359671	
面積			5.1798355	
地積			5.17	m ²

地番 ③(4)019-2C				
No.	地番	Xn	Yn	辺長
BP150		94.473	-6.142	1.32
BP109		93.202	-5.772	0.52
BP108		92.735	-5.540	1.56
BP117		91.248	-5.053	10.25
KX14		87.025	-14.390	1.80
BP23		88.755	-14.890	4.30
BP154		90.543	-10.964	3.82
BP153		92.273	-7.563	0.09
BP152		92.354	-7.595	1.15
BP151		92.826	-6.551	1.70
係面積			-30.422985	
面積			19.7114925	
地積			19.71	m ²

地番 ③(4)019-2D				
No.	地番	Xn	Yn	辺長
KX1		115.661	-8.685	2.56
KX2		113.195	-7.962	14.28
KX3		99.498	-3.931	7.17
KX4		92.532	-2.213	3.12
BP117		91.248	-5.053	1.56
BP108		92.735	-5.540	0.52
BP109		93.202	-5.772	1.32
BP150		94.473	-6.142	0.86
BP110		95.297	-6.381	18.25
BP31		112.896	-11.211	0.51
KX24		113.390	-11.347	1.55
KX22		114.863	-11.756	3.17
係面積			-161.235447	
面積			80.6177235	
地積			80.61	m ²

地番 ③(4)019-2E				
No.	地番	Xn	Yn	辺長
KX11		75.685	-29.529	5.85
KX15		81.151	-31.626	15.22
KX16		87.491	-17.791	1.86
KX13		85.985	-16.734	16.41
係面積			-110.308220	
面積			59.0541100	
地積			59.05	m ²

地番 ③(4)018(変形)				
No.	地番	Xn	Yn	辺長
KX11		75.685	-29.529	6.24
KX10		71.778	-34.591	19.70
KX9		50.730	-21.673	11.05
KX12		66.839	-26.135	9.47
係面積			117.691690	
面積			58.8458480	
地積			58.84	m ²

合計 1290.9243780

様式第 1 号

令和 7 年度第 2 回一般競争入札参加申込書兼参加証

令和 年 月 日

次の市有財産売払いの一般競争入札に参加したいので、令和 7 年度第 2 回市有財産売払入札要綱を承知のうえで申込みます。

長浜市長 浅見 宣義 様

申込者 住 所
(法人の場合は所在地)
(ふりがな)
氏 名 (印)
(法人の場合は法人名・代表者名)
生年月日: 年 月 日生
電話番号: — —

【共有名義の場合】

共有者 住 所
(法人の場合は所在地)
(ふりがな)
氏 名 (印)
(法人の場合は法人名・代表者名)
生年月日: 年 月 日生
電話番号: — —

【共有名義の場合】

共有者 住 所
(法人の場合は所在地)
(ふりがな)
氏 名 (印)
(法人の場合は法人名・代表者名)
生年月日: 年 月 日生
電話番号: — —

【裏面に続く】

物件 番号	物件所在地	地目	面積(㎡)	建物の概要	予定価格(円) (最低売却価格)
1	長浜市木之本町 大音字八ノ坪 175 番 1 ※建物付き	宅地	1,214.62	種 類：事務所 建築年：昭和 62 年 構 造：鉄筋コンクリー ト造陸屋根平家建 延床面積：479.58 ㎡	2,640,000 (内訳) 土地 2,640,000 建物 0
2	長浜市高月町 井口字億称寺 19 番 2、20 番 1 ※建物付き	宅地	2,214.35	【北側建物】 種 類：集会所 建築年：昭和 51 年 構 造：鉄骨造鋼板葺平 家建 延床面積：147 ㎡ 【南側建物】 種 類：園舎 建築年：昭和 50 年 構 造：鉄骨造鋼板葺平 家建 延床面積：602.25 ㎡	4,922,000 (内訳) 土地 4,570,000 建物 352,000 (税込)
3	長浜市木之本町 木之本字八ツ塚 619 番 2	雑種地	213.17	—	2,345,000
4	長浜市木之本町 木之本字八ツ塚 618 番、618 番 1	雑種地	649.93	—	5,577,000

(注意事項)

- 1 **希望する物件番号の欄に○印を付けてください。**また、本申込書、誓約書、役員一覧及び土地利用計画書を同時に提出願います。
- 2 個人名で申し込まれる場合、住民登録されている住所、氏名、生年月日及び電話番号の記入と印(認印可)を押印してください。
- 3 法人名で申し込まれる場合、法人登記されている所在地、法人名、代表者名と代表者の生年月日及び電話番号の記入と印(印鑑は法人印及び法人の代表者印をそれぞれ押印するか、又は法人名の入った代表者印を押印してください)。
- 4 共有名義で申し込まれる場合は、次によります。
①申込者の欄に、共有者を代表して入札手続(入札保証金の納付、入札書の記入等)を行う方を記載してください。

②共有者の欄に、申込者を除く他の共有者の方を記載してください。

※申込者欄・共有者欄の記載は以下内容のとおりです。

（個人の場合）住所、氏名、生年月日及び電話番号の記入と印（認印可）

（法人の場合）所在地、法人名、代表者名と代表者の生年月日及び電話番号の記入と印（印鑑は法人印及び法人の代表者印をそれぞれ押印するか、又は法人名の入った代表者印を押印してください。）

上記注意事項を必ずお読みください。

誓 約 書

私は、長浜市が実施する市有財産売払いの一般競争入札（令和 7 年度第 2 回）の参加にあたり、次の事項を誓約します。

- 1 令和 7 年度第 2 回市有財産売払入札要綱第 3 条に規定する事項に該当しません。
- 2 入札に際し、令和 7 年度第 2 回市有財産売払入札要綱、物件調書、市有財産売買契約書（案）、入札物件の法令上の規制等、全て承知のうえで申込みいたしますので、後日これらの事柄について長浜市に対し一切の異議及び苦情を申し立てません。
- 3 落札した物件の活用にあたっては、法令上の規制を遵守します。
- 4 申込資格の確認のため、長浜市が警察当局へ照会されることに同意します。

令和 年 月 日

長浜市長 浅見 宣義 様

住 所
申込者 (法人の場合は所在地)

氏 名 (印)
(法人の場合は法人名・代表者名)

【共有名義の場合】

住 所
共有者 (法人の場合は所在地)

氏 名 (印)
(法人の場合は法人名・代表者名)

住 所
共有者 (法人の場合は所在地)

氏 名 (印)
(法人の場合は法人名・代表者名)

様式第3号

役員一覧

令和 年 月 日

長浜市長 浅見 宣義 様

所在地
法人名
代表者名

印

以下記載事項に相違ありません。

役職名	(ふりがな) 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日

(備考)

- 1 該当する性・年号を○で囲んでください。
- 2 本様式には、「法人登記事項証明書に記載されている役員全員」及び「支店又は営業所を代表する者で役員以外の者」を記載すること。

土地利用計画書

令和 年 月 日

長浜市長 浅見 宣義 様

住 所
申込者 (法人の場合は所在地)

氏 名 (印)
(法人の場合は法人名・代表者名)

【共有名義の場合】

住 所
共有者 (法人の場合は所在地)

氏 名 (印)
(法人の場合は法人名・代表者名)

住 所
共有者 (法人の場合は所在地)

氏 名 (印)
(法人の場合は法人名・代表者名)

下記の市有財産を買い受けたいので、土地利用計画書を提出します。

1. 土地の表示	物件番号	
	所在地	長浜市 町 番
	面積	m ²
2. 土地利用目的		
3. 事業内容	(いつから何をするか具体的に記入してください。)	

4. 建 物	用 途				
	構 造	造 階			
	配 置 等	(図面等を添付すること。)			
	面 積	建 築 面 積	約	m ²	
		延 床 面 積	約	m ²	
5. 建 設 計 画	施設建設・ 事業開始時期	建設着工時期	年	月	日
		建設完了時期	年	月	日
		事業開始時期	年	月	日
	資 金 計 画	建 設 費	円		
		資 金 調 達	自己資金	円	
			借入金	円	
			その他	円	

入札書

入札金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺
入札保証金額	円									
物件所在地										

令和7年度第2回市有財産売払入札要綱、市有財産売買契約書（案）及び長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）を承知して上記のとおり入札します。

令和8年1月28日

住所
入札者
氏名 ⑩
(入札者が代理人の場合：申込者氏名)

長浜市長 浅見 宣義 様

(備考)

- 入札書への金額記入は、アラビア数字（0，1，2，3・・・）を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。また、金額を誤って記入した場合は、新しい入札書を使用してください。
- 入札者（申込者）の住所・氏名（代理人の方が入札される場合は、代理人の住所・氏名）を記入のうえ、本人（申込者）が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状に押印した「代理人使用印」に限る。）を必ず押印してください。
なお、代理人が入札される場合は、委任者（申込者）の氏名を入札者の下に記入してください。
- 使用する印鑑は次のとおりです。
 - ①個人の場合は認印でも可です。
 - ②法人の場合は法人印及び法人の代表者印をそれぞれ押印するか、法人名の入った代表者印を押印してください。

委 任 状

令和 年 月 日

長浜市長 浅見 宣義 様

入札申込者
(委任者)

住 所

(法人の場合は所在地)

氏 名

印

(法人の場合は法人名・代表者名)

(印鑑証明印)

私は、市有財産売払いの一般競争入札（令和 7 年度第 2 回）の参加にあたり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

1 委任する権限

市有財産（物件番号_____）売払いの一般競争入札に関する一切の権限

2 代理人（受任者）

住 所

氏 名

生年月日： 年 月 日生

電話番号： — —

代理人使用印

(備考)

- 1 入札申込者の印は、印鑑登録されている印（実印）を押印してください。
- 2 入札申込者の印鑑（登録）証明書（発行日から 3 か月以内のもの。）を添付してください。
- 3 代理人使用印の枠内に、代理人が使用する印鑑（認印可）を押印してください。代理人は、入札において必ずその印鑑を使用しなければなりません。
- 4 委任状は、入札会場で受付の際にご提出ください。

様式第7号

質 問 書

年 月 日

長浜市長 様

所在地	
法人名	
代表者名	

令和7年11月28日付けで募集を開始された令和7年度第2回市有財産売払いの入札実施について、次のとおり質問します。

質問事項	質問内容
市議会議員 山田 隆夫	

注1 質問事項には、資料名（実施要項等）とページ数、項目を記入してください。

注2 質問内容は簡潔に記入してください。

注3 質問項目が複数ある場合は、番号を付けてください。